

《委員への意見照会》 島根県子ども・子育て支援推進会議委員からのご意見 4名(14件)

島根県子どものセーフティネット推進計画策定委員会委員からのご意見 3名(7件)

島根県社会福祉審議会児童福祉分科会健全育成部会委員からのご意見 2名(31件)

《委員への意見照会》 島根県子ども・子育て支援推進会議委員からのご意見 4名(14件)

島根県子どものセーフティネット推進計画策定委員会委員からのご意見 3名(7件)

島根県社会福祉審議会児童福祉分科会健全育成部会委員からのご意見 2名(31件)

《市町村への意見照会》 R6.12.20(金)～R7.1.17(金) 1市(3件)

《パブリックコメント》 R6.12.24(火)～R7.1.19(日) メール 4名(24件) *子ども・若者へとの意見交換に基づく意見含む

電子申請(子ども向け) 17名(24件)

電子申請(一般向け) 6名(8件)

36名1機関から 111件

第4章 施策の展開(各施策に関すること)

○基本理念Ⅰ 全ての子どもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくり

○重点推進事項1 子ども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり

○基本施策(1)子ども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり

○施策① 子ども・若者が権利の主体であることについての県民意識の醸成、人権教育の推進

(注)表のまとめにあたっては、ご意見を趣旨を損なわない範囲で要約の上、共通するご意見は集約して記載しています。

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
1	こども・若者 ○メール (居場所)	○	〔自分が大切にされているな、と感じるとき〕 ・「いつでも相談していいよ。」って言ってもらえる時(先生以外) ・「最近どんな？」って声をかけてもらったとき。気にかけて欲しい。 ・悩みを聞いてもらった時。 ・「高校を卒業して大学に行きたい」って言った時に「お金は気にしないでいいよ。応援する。」って言ってもらった時。ニュースやSNSを見るとお金で苦労したり奨学金の投稿をよく見る。だから自分は大切にされていると思う。 ・何かをやりたいとき、一歩踏み出したいと思った時、否定せずに応援してくれる。 ・居場所に来て迎えられるときに、大切にされているな、って感じる。 ・お母さんに髪の毛を乾かしてもらっている時も感じている。 ・自分のために時間を作ってもらえた時 ・感謝された時	今後の施策の参考とする	・こどもや若者の皆さんは、それぞれひとりの人間として、違った性格や考えを持つことを尊重され、安心して自分の意見や考えを伝えることが権利として認められていること、自分の自由な意思を持って将来を選択できる権利があることなどを、多くの大人に知ってもらい、考えてもらう機会や仕組みづくりを地域や学校、家庭、社会全体で進めていきます。 ・こどもたち一人一人が「大切にされている」と体験として感じる環境づくりについては、自他の人権を大切にする教育を推進するうえで大変重要だと考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。 ・なお、教職員に対して、日常的にこどもへの声掛けをしたり、悩みなどについて丁寧に受けとめたりすることでこどもたちの背景をつかみ、それに応じた対応を細やかに取り組むよう教職員研修を通じて伝えております。引き続きこどもたちが「大切にされている」と実感できる学校づくりを進めていけるよう研修の充実を図ってまいります。	基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進 施策① こども・若者が権利の主体であることについての県民意識の醸成、人権教育の推進	25
2	こども・若者 ○メール (居場所)	○	〔見た目や、人と違うことに偏見を持たないで欲しい〕 ・学歴やキャリア、実績とか、人と違う(仕事の有無・学歴・見た目(性別の曖昧さ))で判断しないで欲しい。 ・学歴がない人は悪で、学歴がある人は良いというような古風な考え方はやめてその人自身をちゃんと見るようにするべきだと思う。	今後の施策の参考とする	・偏見による差別の解消については、自他の人権を大切にする教育を推進するうえで大変重要だと考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。 ・「こどもの権利」について教職員研修等で取りあげ、こども・若者の権利について理解が深まるよう取り組んでまいります。	基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進 施策① こども・若者が権利の主体であることについての県民意識の醸成、人権教育の推進	25
49	佐藤委員 (健全育成部会)		〔人と違う意見を許容できる地域づくりに向けた人権意識の向上について〕 ・人権について記載した26ページと重なるが、異なる意見や価値観を持っている人がその価値観を表現する自由を持っており、目上の人などの社会的立場に関わらず自分の意見を口にして良いことを明記しておくとう良いように思った。 (前回の会議後に不登校の多い地域でカウンセリングをしている専門家の方に、なぜその地域に不登校の子が多いのかを尋ねたりし、自分なりに調査を進めたところ、地域の閉鎖性がそうさせていると感じるとの回答がちらほら聞かれ。地域の大人の人権意識を高め、皆が違った意見を述べることを許容できる雰囲気生まれれば、少し変わってくるかもしれない。	今後の施策の参考とする	・人と違う意見を許容できる地域づくりに向けた人権意識の向上については、自他の権利を大切にする教育を推進するうえで大変重要だと考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。 「子どもの権利条約」や「こども基本法」をはじめ、こどもの権利に関する理解促進を地域で図るため、社会教育のさらなる充実に取り組んでまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点5 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期) 基本(8) いじめ防止や不登校等の支援 施策① こどもとこどもに関わる全ての人々の人権意識の向上	59
50	高橋委員 (健全育成部会)		〔こどもと全ての大人の人権意識の向上について〕 ・現状と課題の部分の「こどもとこどもに関わる全ての人々の人権意識の向上を図る」について、直接だけでなく間接も含めて、こどもと関わらない大人はいないと思うので、「こどもと全ての大人の人権意識を向上させる」のような表現でよいのではないと思う。 ※他のページでも同様の記述があります。(P58) ※特定の人たちだけ人権意識が高くて人権は守られず、集団全体が人権について知り、守る意識と行動があって初めて人権は守られるのだと思う。	今後の施策の参考とする	・偏見による差別の解消については、自他の人権を大切にする教育を推進するうえで大変重要だと考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。	基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進 施策① こども・若者が権利の主体であることについての県民意識の醸成、人権教育の推進	25
5	○電子 (一般)		〔包括的性教育の推進と人権教育について〕 ・包括的性教育をすすめ、人権もからだも守られて安心して暮らせる島根県にしてほしい。 ・また、包括的性教育による人権教育は、高齢者を含め大人も受ける必要があると思う。	今後の施策の参考とする	・性の多様性については、自他の権利を大切にする教育を推進するうえで大変重要だと考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。 ・教職員に対して、性的指向や性自認等について、悩みを抱えるこどもたちに対する支援や配慮の手引となるリーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」を公立学校に配布し、研修等で活用することにより、教育現場での理解増進と人権意識の向上を推進しています。 ・また、性的少数者の方の生きづらさを少しでも軽減するため、県では令和5年10月に市町村と共同でパートナーシップ宣誓制度を導入、令和6年7月からはセクシュアリティに関わる悩み事に応じる専門の電話相談を実施しています。 ・心身の健康づくりや人間関係づくりなど、それぞれの相談内容に応じた対応をするため、学校からの電話相談を受けける健康相談アドバイザー事業や、学校に講師を派遣し講義や研修を行う専門家・専門医による指導事業(健康課題解決)、健康相談事業(心と性の健康相談事業)を実施しています。いただいたご意見は今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。	《意見者が指定する施策》 基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進 施策① こども・若者が権利の主体であることについての県民意識の醸成、人権教育の推進	25
						基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(6) 健康な体と心を育む環境づくり 施策③ 性や結婚・妊娠・出産・育児に関する理解を深める教育の推進	51

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
51	佐藤委員 (健全育成部会)		〔意見の異なる他者の権利を侵さないための教育について〕 ・人権についての項目を最初に持ってきたことで、とても分かりやすくなった。 こどもたちのいじめや不登校が県内の大きな問題となっている理由の一つは、県民個々人の権利意識の低さであると思う。権利意識が低いと、集団の中の「ノリ」のようなものに左右された判断をせざるを得ない状況がもたらされ、そのことがいじめを生むという知見もある。権利意識の教育は島根県における現在の緒問題の根幹にあるかもしれない。 特に、島根県の方々は控えめな県民性から基本的人権の中でも「自由権」の行使が苦手のように感じる。そこで個人に「表現の自由」(アサーション権)があることと関連した文言を入れておくこと更に良いかもしれない。 現状と課題の箇所でも、もう少し踏み込んで、「他者と意見が異なるときに、他者の権利を侵さない範囲で自己表現をしてよいことなど、を教育する」ことについてどこかで触れられると良いように感じた。この教育が施策③にもつながるように思う。	今後の施策の参考とする	・意見の異なる他者の権利を侵さないための教育については、自他の権利を大切にすることを推進するうえで大変重要だと考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。 ・教職員研修を通じて「こどもの意見表明権」や「差別されない権利」などを中心に教職員の理解を深め、こどもたちが安心して過ごせる学校づくりを推進し、「対話による合意形成」を日常的に行うことで自他を大切にすることの育成に取り組んでまいります。	基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進 施策① こども・若者が権利の主体であることについての県民意識の醸成、人権教育の推進	25

○施策③ こどものSOSの出し方に関する教育の推進

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
52	高橋委員 (健全育成部会)		〔こども・若者が「相談してよかった」と思える体験を増やすための微弱なSOSのキャッチについて〕 ・現状と課題に「相談して良かったという体験の不足」「相談する者は半人前といった誤った自立観が未だ地域に残っている」といった内容が必要かと思う。また、施策の方向性に「微弱なSOSを必ずキャッチし、SOSを出したこどもが学習性無力感に陥ることがないようにする」といった内容も必要かと思う。 ※スキルの向上は大切ですが、その前からこどもたちは自分なりのSOSを出していることが多く、それを見逃されたり潰されたりしていくことで諦めてしまっている。	修正する		基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進 施策③ こどものSOSの出し方に関する教育の推進 基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(21) こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 施策① 学校・地域における心の健康づくりとこども・若者の自死対策 施策④ 非行防止や非行・犯罪に及んだこども・若者等への相談支援、自立支援	27 100 103
53	松本委員 (セーフティ推進委員会)		〔こどもが相談することを諦めない社会づくりについて〕 ・(時間がなくて会議で発言できなかったが)平素、こどもたちと業務で関わる中で強く感じることで、こどもが相談することを諦めている実態がある。相談しても意味がない、相談しても解決しない。相談しても良いことがない・・ということにも多く出会う。 これらの課題は、何かの施策で一気に解決とはいかないと思われるが、逆にどの施策にも通じてくることでもある。 これはこどもの権利の中の意思表明権を守ることにつながる重要な事柄であり、そういう視点で相談窓口や体制を強化しつつ、一度、こどもが相談すること自体を諦めない社会作りについても協議できたらと思った。	対応済み	・ご意見のとおり、自ら声を上げにくいこどもやその世帯を適切に支援に繋げていくことが重要と考えていますので、支援が必要であることを自覚できなかったり、相談をためらうこどもや保護者に対して、自立相談支援機関などによる訪問支援などアウトリーチを含めた対応によって支援につないでいくことを記載しています。	基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(2) たくましいこどもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり 施策① 相談窓口や活用できる施策についての情報提供と切れ目ない相談・支援	30
54	高橋委員 (健全育成部会)		〔こどもの権利の尊重におけるスポーツハラスメントの防止について〕 ・現状と課題に「スポーツハラスメントや軍隊式の体育(行事)により、人生の中でスポーツに親しむ機会を奪われるこどもたちもいる。」といった内容が必要かと思う。 また、施策の方向性に「こどもたちからスポーツを楽しむ機会を奪うことのないように、スポーツ指導者・団体はもちろん、県民全体へこどもの権利とスポーツの原則の普及・啓発に取り組む」といった内容が必要かと思う。	今後の施策の参考とする	・スポーツハラスメント等の防止に向けて、県では「小学生のスポーツ活動の手引き」を作成し県HPの掲載や市町村、PTA、関係機関などに配布するとともに、しまね広域スポーツセンターや各競技団体等と連携して、スポーツ指導者向けの研修等を行っており、今後も、こどものスポーツを楽しむ機会が奪われることのないよう、啓発活動などに取り組みます。 ※令和7年3月策定予定の第3期島根県スポーツ推進計画(案)においても、指導者の資質向上に関する取組を記載。	基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(2) たくましいこどもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり 施策③ こどもの生きる力の育成	32
55	松本委員 (セーフティ推進委員会)		〔こどものSOSを受け止める力の向上について〕 ・(会議中でも申しあげたが)SCとSSWの違いについてわかるように明記してもらいたい。 会議中ではSCは心のケア。SSWは生活のケアと説明した。一般的には心理の専門家、福祉の専門家なども紹介される。SCとSSWがどのような職種なのかイメージしやすい文言に変更してもらえたらと思う。 SSWの場合、福祉の専門家というだけではよく分からないので、実際に福祉の専門家として会議参加、相談業務、学校連携、関係機関への繋ぎ、研修実施などのように、具体的な業務イメージできる文章だと分かりやすいのではと思った。	修正する	★一番最初に記載のある個所に脚注をつけます。 ・スクールカウンセラーとは、心理の専門的知識、技術を活用し、こどもたちや保護者の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携するなどして、必要な支援を行う専門家のこと。 ・スクールソーシャルワーカーとは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用して、こどもたちを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域をつなぎ、こどもたちや保護者への必要な支援を行う専門家のこと。	基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進 施策③ こどものSOSの出し方に関する教育の推進	27

○施策④ 子ども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実の推進

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
3	こども・若者 ○メール (居場所) ○電子 (こども向け)	○	〔こどもの意見を取り入れてみんなが生きやすい社会にしてほしい〕 ・こどもや若者の言葉は大人に伝わらないと思う。勝手に想像される。 ・届かない。病院で症状を言っても「意味が分からない。」って言われる。 ・心の持ちよう、伝わらなくても伝えてみる事が大切だと思う。 ・伝えようと思ったら伝わるのかもしれないけど、伝えるために自分の気持ちを整理することが、精神的に落ち込んでいるときには難しい。 ・みんなが生きやすい社会になったらいいなと日々つくづく思う。何不自由なく過ごせる環境(お店、学校、病院がすぐ行ける距離にあること)、他人だろうと親切に関わりとうとする気持ちを持つこと、また、誰もが寄り添える場所、人があること、その空間を作ることがとても大切だと思う。 ・大人の意見が絶対ということはないと思う。 こどもの意見も聞き入れ気持ちを受け止め大人も努力していく必要があると思う。	今後の施策の参考とする	・こども・若者のみなさんが幸せに暮らせる社会につながるよう、こども・若者のみなさんが、自分のことについての意見などを言しやすい環境づくりなどについて、ご意見を踏まえ取り組んでまいります。 ・こどもに関する施策の実施にあたっては、こどもの意見を反映していくこととしていますので、ご意見を踏まえ取り組んでまいります。 ・「こどもの意見表明権」に関する環境づくりについては、自他の権利を大切にすることを推進するうえで大変重要だと考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。 ・「こども基本法」を教職員研修等で取りあげ、その中に記述のある「意見表明権」を中心に伝えることで、こどもたちが考えていることを安心して表現したり、聞いてもらえたりする学校現場が実現できるように取り組んでまいります。	基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進 施策① こども・若者が権利の主体であることについての県民意識の醸成、人権教育の推進	25
4	こども・若者 ○電子 (こども向け)		〔こども・若者が自分の考えや意見を自由に発言できる環境づくり〕 ・常に基盤にあることは、目の前のこどもの幸せを守ること。一人一人個性があり、考えや意見は違うが、それぞれが尊いものでありよりよい社会をつくる上で、欠かせないものだと思う。 社会の一員として自分の考えや意見を自由に発言できるような環境を整えてあげることが、大人がしなくてはいけないことであり、そういったことがこどもの幸せにつながると考える。 今後、この計画でさらにこどもを大切に作る動きが島根県で増えていくことを願っている。				
56			〔こども・若者の意見反映の仕組みづくりの推進〕 ・こども・若者にとって最善の利益を図るためには、こども・若者の意見表明の環境づくりのみでなく、その意見を受け止め、施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックする仕組みが必要と考える。また、仕組みづくりにあたっては、こども・若者の視点に立って進めてほしい。	今後の施策の参考とする	・ご意見のとおり、こども・若者の意見を施策に反映させることは重要だと考えております。こども・若者の意見反映には、フィードバックの仕組みやこども・若者の視点が必要と考えますので、今後の仕組みづくりにあたって検討してまいります。		
57	出雲市子ども未来部子ども政策課		〔特に高校生以上の若者の意見を聞くための取組と施策への反映〕 ・とくに高校生以上の若者の意見を施策に反映する取組を行ってほしい。(進学や就職で県外へ転出する若者に対し、Uターンしたり県外に住みながら島根に貢献したりしてもらうためにはどうすればよいかなど。)	今後の施策の参考とする	・県外へ進学した県出身学生を対象として、首都圏・関西圏で出身者のコミュニティを形成し、島根への関心を維持する取組を実施しています。ご意見にあります若者の意見の施策反映は重要であると考えており、このコミュニティ内での取組イベント等については、学生を含むメンバーで企画・運営し、若者の意見を反映できるよう取り組んでいます。 ・また、「移住者の意識に関する調査」を実施(概ね5年ごと)しており、施策に関する意見や感想の自由記述欄を設けるなどとして、若者を含む幅広い年代の方にご意見をいただくこととしています。 ご意見については、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ・若者の県内就職促進に向けた、人材確保育成コーディネーターと高校が連携した取組や、ジョブカフェしまねや県外事務所等の学生就職アドバイザーが行う就活イベントやキャリア相談の中で、若者の声を汲み取るとともに、新入社員へのヒアリングなどを通して、若者からの要望や意見を反映した事業の進め方となるよう努めています。	基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進 施策④ こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実	25 28

○基本施策(2) たくましいこどもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり

○施策① 相談窓口や活用できる施策についての情報提供と切れ目ない相談・支援体制づくり

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
6	○電子 (こども向け)		〔気軽に相談しやすいSNS相談等の支援〕 ・相談しやすい環境 ・ご近所付き合い ・保育園、幼稚園にもっと入りやすくなればよい ・SNSなどで気軽に相談しやすいサイト ・支援制度をもっとわかりやすくなる	今後の施策の参考とする	・県民の皆様が置かれているそれぞれの状況に応じて、必要な支援制度や相談窓口等の情報を得られるよう、関係機関と連携して、わかりやすい情報発信に努めます。	基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(2) たくましいこどもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり 施策① 相談窓口や活用できる施策についての情報提供と切れ目ない相談・支援体制づくり	30
				対応済み	・県では、公式LINE「しまね子ども生活サポート」を使って、子育て世帯向けの支援制度や相談窓口、イベント情報等を情報提供しています。引き続き、様々な支援制度等をわかりやすく情報提供するよう努めていきます。		
				対応済み	・就学に伴う家庭の経済的負担を軽減するための支援制度については、入学時及び進級時の書類配布等により周知を図っているほか、SNSによる周知等も行っています。 いただいたご意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(12) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 施策① 子育てに関する経済的負担の軽減 施策② 就学に伴う経済的負担の軽減	70 71

○施策② 全てのこども・若者が自由に過ごせる居場所づくりへの支援							
No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
7	こども・若者 ○メール (居場所)	○	〔誰でも自由に行ける居場所、助けを求めることができる学校以外の居場所の確保〕 ・こどもの居場所が学校しかない。 ・若者支援っていつてるけど、学生の居場所は民間がするのではなく、県・市・政府がやって欲しい。居場所への抵抗や偏見が無くなる。 ・居場所を知らない人は未知の世界だから、実態を知られておらずそこに行く人と偏見の目で見られる。 ・相談出来る場所が欲しい。親に言えない子が助けてと言える場所。学校外の保健室、の設置。 ・20代・30代の居場所が無い。	対応済み	・市町村など関係機関とともに、こども・若者の意見も踏まえ、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう働きかけていきます。 ・また、様々な困難を有することも・若者の相談・支援のため市町村に子ども・若者総合相談窓口の設置と居場所事業の実施などを引き続き働きかけます。	基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進 施策② 全てのこども・若者が自由に過ごせる居場所づくりへの支援	31
8	○メール (一般)		〔島根県青少年交流センターを設置してほしい〕 ・主に39歳までの若者が気軽に立ち寄れ、思い思いに過ごすことができるフリースペース(多目的スペース、音楽・ダンス等の表現活動のできる多目的ホールのほか、学習室、音楽スタジオ、AIスタジオ、調理室等、様々な機能)のある、安心して自由に過ごすことのできる居場所があるといい。 ・若者一人ひとりの「やってみたい」、「やってみよう」をサポートする専門スタッフ「青少年サポーター」が地域のボランティアと一緒に応援する場。 ・若者に社会や地域の一員であることを実感しもらう。 ・地域の力が若者の力に。若者の活動が地域の力に、などの願いが込められている。 ・居場所には、青少年関係団体の事務局なども入るスペースが欲しい。	その他	・意見内容にあるような島根県青少年交流センターを設置する予定はありませんが、様々な困難を有することも・若者の相談・支援のため市町村に子ども・若者総合相談窓口の設置と居場所事業の実施などを引き続き働きかけます。	「指定する施策ではないが、より関係が深いと思われる施策」 基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(2) たくましいこどもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり 施策② 全てのこども・若者が自由に過ごせる居場所づくりへの支援	31
					・こどもたちの中にある「やりたい」「やってみたい」を地域の中で実現できるようこどもたちの居場所づくりに取り組む市町村に対して、つながりづくり「ふるさと活動」実践事業を通して支援しています。活動の場所も、その実情に応じて公民館等の社会教育施設や空き家活用など様々な形で進めていただいております。(社会教育課) ・ご意見をいただいた、こどもたちの居場所のねらいを果たすには、こどもたちの身近な場所にあることでそのねらいを果たすことができると考えており、少なくとも市町村単位で取組を進めていただくことが重要であると考えております。	「意見者が指定する施策」 基本理念Ⅱ ◆重点5 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期) 基本(7) 居場所づくり	56 57
9	○メール (一般)		〔子ども食堂をはじめとする子ども若者の居場所の事例集を発行し、県内の各機関に配するとともに、県民にも自由に閲覧できるようデータ化して開示してほしい。〕 ・居場所づくりは行政の直営ではできない仕事である。行政は制度がないと何もできないから。 ・また、助成をしたとしても条件や制約が多くて、自主的な運営をしているこどもや若者の居場所にあてはまらない部分が多い。 こどもや若者の居場所は、住民との信頼関係、運営の柔軟さ、そしてボランティアの自由な集まりに支えられているからである。 ・事例集には、一般的の運営事例だけでなく、助成金と助成団体との協力関係、お金や物品の寄付の受付と寄付者との協力関係、ボランティアの募集や継続の在り方、案内の仕方、地域との関係なども含めて記載していただければと思う。	対応済み	・県内の子ども食堂の情報については、誰もが自由に閲覧できるように、島根県社会福祉協議会のホームページ「しまね子ども食堂ネットワーク」で紹介しています。併せて、寄附金を受け付ける申込フォームや子ども食堂からのお礼のメッセージ等も掲載しています。また、子ども食堂の開設や運営を支援するため、地域と連携した事例や助成制度、島根いきいき広場を活用したボランティア募集など、様々な情報提供を行っています。	基本理念Ⅱ ◆重点5 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期) 基本(7) 居場所づくり	56 57
				対応済み	・県では、NPOが行う活動についての理解と共感の輪を広げるために、県民活動応援サイト「島根いきいき広場」や県民いきいき活動奨励賞などの取組を行っています。 ・また、しまね社会貢献基金を活用して活動資金の確保を支援しております。 ・しまね県民活動支援センターでは、研修会や専門相談等で、団体の設立支援、運営支援等を行っています。	基本理念Ⅱ ◆重点6 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり(青年期) 基本(11) 悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実 施策④ 「島根県子ども・若者支援地域協議会」に参画する自治体・民間支援団体間のネットワークの活用	69
10	こども・若者 ○メール (居場所)	○	〔遊びの場の確保〕 ・ラウンドワンを作って欲しい。カラオケ以外の居場所。体を使う居場所が欲しい。 ・キッズニアが欲しい。 ・トイザらスが欲しい ・松屋が欲しい。 ・ライブするアーティストが来れる場所が欲しい。 ・室内遊びが無い。 ・休みの日のイベントも文化的なものが多すぎる。 若者を島根で遊ばせようとはしているとは思わない。	今後の施策の参考とする	・ご意見としてあげていただいた遊び場をはじめ、県内にないものはたくさんあります。民間商業施設の出店は各事業者の経営判断によるものですので、県が直接取り組むことは難しいですが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。	基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進 施策② 全てのこども・若者が自由に過ごせる居場所づくりへの支援	31
11	○電子 (こども向け)		〔遊びの場の確保〕 ・田舎は遊ぶところが全然ないので若者がいなくなるんだと思います。 その為、島根県の高齢化を少しでも改善したいと考えておられるならもっこどもが遊べる場所など都会の良い部分を取り入れると良いと思います。	今後の施策の参考とする	・ご意見のとおり都会にしかないことがたくさんありますので、都会のよい部分を参考にしながら、島根県ならではのよい部分を活かして施策を進めていきます。	基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進 施策② 全てのこども・若者が自由に過ごせる居場所づくりへの支援	31

○基本理念Ⅱ こどもを安心して産み育てることができる社会づくり

○重点推進事項2 安心して妊娠・出産できる環境の整備(妊娠前から幼児期まで)

○基本施策(3) 妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

○施策① 妊娠・出産に関する正しい知識の普及、相談体制の強化

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
12	○電子 (こども向け)		〔不妊治療の経済的負担軽減〕 ・不妊治療の費用の負担を減らして欲しい。	対応済み	・不妊治療については令和4年度から保険適用されましたが、県や市町村では、こどもを産み育てたいと望む夫婦の経済的負担の軽減を図るため助成事業を実施しています。 ・県では、体外受精や顕微授精などの生殖補助医療と併せて行われる先進医療に要する費用の一部について助成しています。また、市町村では、主に保険診療又は保険外診療に係る治療費の自己負担の一部について助成されています。 ・助成事業については、最寄りの保健所又はお住まいの市町村にご相談ください。	基本理念Ⅱ ◆重点2 安心して妊娠・出産できる環境の整備(妊娠前から幼児期まで) 基本(3) 妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 施策① 妊娠・出産に関する正しい知識の普及、相談体制の強化	37
13	○電子 (一般) 県外		〔受動喫煙の防止について〕 ・こどものいる場所(特に家庭内など)での喫煙・タバコ(受動喫煙)は止めるべき、との周知徹底が必要である。都道府県や市の受動喫煙防止条例では、受動喫煙の危害について規定を設けている例が幾つかある。県計画でも同様の趣旨を盛り込んだ条例を制定してこどもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いしたい。 ・こどもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」(2/3助成)の予算化を、県と市町村で検討いただけないか。	修正する	・たばこ対策は、喫煙者本人の健康影響だけでなく、受動喫煙や20歳未満の者の喫煙などの問題もあり、社会全体での取組が重要であることから、平成16年2月に「島根県たばこ対策指針」を策定し、随時改定を行いながら、現在は第5次指針(令和6年3月策定)により取組を推進しています。 ・指針では、たばこ対策の4本柱として、「20歳未満の者の喫煙防止」「受動喫煙の防止」「禁煙サポート」「普及啓発」を掲げ、関係機関・団体等と連携して今後も取組を進めてまいります。 ・ご意見を受け、本計画にも、こどもへの受動喫煙防止、喫煙者への禁煙サポートについて追記いたします。	基本理念Ⅱ ◆重点2 安心して妊娠・出産できる環境の整備(妊娠前から幼児期まで) 基本(3) 妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保7 施策① 妊娠・出産に関する正しい知識の普及、相談体制の強化 《意見者が指定する施策》 基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(6) 健康な体と心を育む環境づくり 施策② 生活習慣の確立と学校・家庭・地域が連携した食育の推進	37 38 50

○重点推進事項3 幼児期までのこどもの育ちの支援(出産後から幼児期まで)

○基本施策(4) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障

○施策① 多様な保育ニーズへの対応

○施策② 幼児期の教育・保育の質の向上

○施策④ 保育士等の人材確保・育成・処遇改善

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
14	○電子 (一般) 30代		〔一時預かり等多様な保育ニーズへの対応・保育士等の資質向上〕 ・自分の住んでいる市町村では、保育園で一時保育を行っているが、月に12回まで利用可能といっても、実際にはどんなにお願いしても月に2回程度しか使えない。全く利用できない時もあった。どこにも預けることができない子育て環境で苦しかった。 ・一時保育を行う保育園の人員を増やすことが難しいのであれば、他のところでの一時預かりを検討してもらいたい。 ・また、保育士等職員の中には、こどもを深く傷つけるような方もいるので、研修などを行い、保育の質の向上と、こどもたちへの温かい対応を求める。	今後の施策の参考とする	・県では、市町村が行う「一時預かり事業」について、国の支援制度による運営支援に加え、国制度の対象とならない取組について県単独で支援を実施しています。現状を見ますと、職員配置の関係などで十分なサービスを提供できない地域もありますが、様々な保育ニーズに対応するために、一時預かり事業の充実など市町村の取組を引き続き支援していきます。 ・県では、保育所等における不適切な保育の防止を図るため、保育所等や市町村に対して、国が作成した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の趣旨の理解と対応の徹底をお願いした上で、保育所の施設長や保育士等を対象にした研修や会議において、組織として防止に取り組む必要性について、理解を深めていただいています。 ・また、保育所において虐待等を未然に防止するためには、日々の保育の振り返りを行うことが大切であり、県と市町村が合同で行っている保育所等指導監査において、保育の振り返りが適切に行われるよう確認、指導を行っています。今後も、引き続き、不適切な保育を未然に防ぐための取組を行い、保育の質の向上を図って参ります。	《意見者が指定する施策》 基本理念Ⅱ ◆重点3 幼児期までのこどもの育ちの支援(出産後から幼児期まで) 基本(4) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障 施策① 多様な保育ニーズへの対応 施策④ 保育士等の人材確保・育成・処遇改善	40 43
58	こども・若者 ○メール (居場所)	○	〔小学校に入るまでのこどもと家庭を地域で支えるための取り組みについて〕 ・分かんない。 ・こどもをもつ人からの意見を聞いて欲しい。 ・保育園や幼稚園と地域とを連携して支える ・緊急時のこども、家庭支援 ・地域との交流の活性化 ・親の不安を聞き出せる場所を作る。	今後の施策の参考とする	・こどもを産み育てたい方が安心して子育てや仕事に取り組むことができるための切れ目ない支援や、仕事と子育てを両立できる環境づくりなどの取組を充実させることで、こども・若者の皆さんが幸せを感じながら暮らしてもらえる社会づくりに取り組んでまいります。 ・相談体制の強化は重要であると考えています。今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。	基本理念Ⅱ ◆重点3 幼児期までのこどもの育ちの支援(出産後から幼児期まで) 基本(4) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障 施策① 多様な保育ニーズへの対応	40
						基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(13) 地域における子育て支援、家庭教育の支援 施策⑤ 家庭的教育力の向上支援	78
59	佐藤委員 (健全育成部会)		〔こどもに関わる専門職の資質向上について〕 ・こどもに関わる専門職の研修はとても重要な項目であると思う。 既に記載されているように、今後、研修を積極的に実施するのはもちろんのこと、忙しい仕事の合間を縫って研修に参加した保育士の方々にインセンティブを付与することも念頭に置いた方が良いのではないかとと思う。 多くの保育園では労働時間が長く業務負担が重いため、園長の方針によっては研修参加より通常業務を重んじ参加を良しとしなかったり、参加できない雰囲気やプレッシャーがあったりするかもしれない。園や本人に対するインセンティブの付与は、そのような状態を打開する良策の一つであるように思う。 厚労省でもキャリアアップ研修制度などを2017年度より実施しているが、その受講を県としても後押しし、県独自でも似たような制度を実施するのも良いかもしれない。これは施策④にも関連するかと思います。	今後の施策の参考とする	・ご意見のうち、「業務の合間を縫って研修に参加した保育士の方々にインセンティブを付与するとよいのではないか」「キャリアアップ研修の受講を県としても後押しし、県独自でも似たような制度を実施するとよいのではないか」という点について、キャリアアップ研修は、受講が処遇改善加算Ⅱの支給要件となっており、受講が処遇に反映する仕組みとなっております。研修にあたり、県も研修実施経費の1/2を負担の上、県が島根県福祉人材センターに委託を行い実施しているところです。引き続き多くの保育士の皆様に受講していただけるよう取り組んで参ります。さらに、その他の研修につきましても、保育士の皆様により積極的に参加していただけるよう研修の内容の充実に努めてまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点3 幼児期までのこどもの育ちの支援(出産後から幼児期まで) 基本(4) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障 施策② 幼児期の教育・保育の質の向上 施策④ 保育士等の人材確保・育成・処遇改善	41 43
60	高橋委員 (健全育成部会)		〔不適切な保育の予防に向けた人権研修等の実施について〕 ・現状と課題に「園内で不適切な保育が疑われても通報をためらう保育者もいる」といった内容が必要かと思う。 また、施策の方向性に「通報者の保護の周知・徹底」や「保育者への更なる人権研修」といった内容が必要かと思う。	今後の施策の参考とする	・国において、児童福祉法を改正し、保育所等の職員によるこどもへの虐待について、保育所等施設に対して自治体への通報を義務化する予定であり、通報者の保護に関する状況も含めて注視の上、保育所等の中で不適切な保育が疑われる際に通報をためらうことの無いよう、法改正の情報を、適宜市町村や保育所に周知します。また、県では、保育所等における不適切な保育の防止を図るため、保育所等や市町村に対して、国が作成した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の趣旨の理解と対応の徹底をお願いをした上で、保育所の施設長や保育士等を対象にした研修等で、組織として防止に取り組む必要性について、理解を深めていただいています。今後も、引き続き、不適切な保育を未然に防ぐための取組を行い、保育の質の向上を図って参ります。	基本理念Ⅱ ◆重点3 幼児期までのこどもの育ちの支援(出産後から幼児期まで) 基本(4) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障 施策② 幼児期の教育・保育の質の向上 施策④ 保育士等の人材確保・育成・処遇改善	41 43

○基本施策(5) 発達段階に応じた学びの充実

○施策① こどもたちの学びと成長を支える指導体制の充実

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
20	パブコメ (電子／こども向け)	○	〔困ったとき、先生に相談に乗ってほしい〕 ③学校で困ったとき、先生はあまりはなしを聞いてくれないます。 忙しいと思うので、相談にのってくれる先生がたくさんいたらいいと思います。	今後の施策の参考とする	・こどもたち一人ひとりの状況を丁寧に把握し、きめ細かな指導が実現できるよう、引き続き、国に対して教職員定数の十分な確保と、中学校における35人学級編制の導入について要望してまいります。 ・また、地域のご協力を含めた外部委託やサポート人材の配置など様々な取組により、教職員がこどもと向き合う時間を生み出せるよう働き方改革を推進してまいります。 いただいたご意見は参考にさせていただきます。	基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(5) 発達段階に応じた学びの充実 施策⑥ 発達段階に応じたキャリア教育 施策① こどもたちの学びと成長を支える指導体制の充実	44

○施策② 学校教育等による確かな学力の育成

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
61	佐藤委員 (健全育成部会)		〔学ぶ意欲の醸成と家庭学習の支援について〕 ・自身の教育の収益率について情報提供すると小学生の成績が+0.37SDも向上したという知見があることから、「自身が学ぶ理由(学びと将来像の結びつき)」について教育するといった内容もどこかに記載すると具体的な指針となって良いかもしれない。 ・また、「中学校において家庭学習を1時間以上している児童生徒の割合が少ない傾向」も気になる。家庭での勉強時間と成績は綿密に関連するので、家庭学習が短い子には「自立した学びの力」というよりも「学習習慣に繋がる具体的なサポート」の方が重要かもしれない。例えば、「施策の方向性」に「学習に対するモチベーションの高低に応じた児童生徒への細やかなサポート」のような形で盛り込んで良いかもしれない。	今後の施策の参考とする	・学びと将来像の結びつきはⅡ4(6)⑥発達の段階に応じたキャリア教育の推進に、児童生徒への細やかなサポートはⅡ4(5)①こどもたちの学びと成長を支える指導体制の充実に、それぞれ記載しています。 ・家庭学習は授業の復習、学習内容の定着のためだけでなく、次の学びへの意欲、また学ぶことそのものを楽しむことにつながる大切です。 ・本県の児童生徒は「自分で勉強の計画を立てて、勉強している」「先生は家庭学習の仕方についてアドバイスしたり、やってきた宿題にコメントをしたりしてくれる」という意識が高いです。引き続き、家庭学習の時間を増やすことだけが目的とならないよう、授業で学んだこととつながりのある家庭学習を提示する、また、学んだことをさらに発展させ、児童生徒が主体的に探究することができるような課題を設定するといった取組を大切にしていきます。 ・また、一人一台端末の活用による個別最適な学びが家庭学習の充実につながった事例もあります。学習環境の変化に応じた家庭学習の取組状況を把握するとともに、モデル的な取組を紹介したり、情報共有を図ったりしてまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(5) 発達段階に応じた学びの充実 施策② 学校教育等による確かな学力の育成	45

○施策③ インクルーシブ教育システムの推進

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
15	○メール (一般)		〔読み書きが困難なこどもたちへの支援について〕 ・限局性学習症(読み書き障がい)という発達障がいの一部を持つこども達は、今現在スタン・ダードになっている紙と鉛筆による学びや繰り返し書いて覚える等の学習が困難であるから、通級等で行われている読み書きの機能介入とICT機器利用等の支援両輪が揃うことを希望する。 ・読み書き支援に有効なICT機器利用も学校によって利用頻度がバラバラである。 同じ県内の小学校で学んでいるにも関わらず機会が確保されないのはこどもの権利が保障されているといえるのだろうか。この読み書き困難のこども達の学ぶ権利に対しても市町村単位ではなく県からの支援を強く望む。	今後の施策の参考とする	・読み書き障がいのあるこどもの支援については、今年度、小・中学校教員を対象に、ICT活用をテーマにした研修やLD(学習障がい)のあるこどもの指導・支援の研修を実施しており、いただいたご意見のとおり重要であると考えています。今後の特別支援教育推進に向けての施策や教職員への研修を実施する際の参考とさせていただきます。 ・インクルーシブ教育システムの推進及びユニバーサルデザインの推進による学びの保障についてはご意見のとおり重要であると考えます。今後、小中学校の通常の学級における学びにくさのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びを実現していくためにご意見を参考にさせていただきます。 ・公立小中学校に勤務する学びのサポーター・学校司書を主な対象とした研修講座において、特別支援教育に関わるテーマ(多様なニーズへの対応、読書バリアフリー等)を取り上げ、学校図書館を中心としたこどもの読書活動や学びの支援に関わる情報提供を行っています。	«むしろ関係が深いと思われる施策» 基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(5) 発達段階に応じた学びの充実 施策③ インクルーシブ教育システムの推進	46
16	○メール (一般)		・現在県内では読み書きスクリーニング検査を導入している市町村があり、診断に頼らず困っているこどもを見つけようとしているのだと考える。とても素晴らしい取り組みで今後も引き続き継続し全市町村にて実施される事を強く望む。施策の目的に『障がいのあるこどもとないこどもが同じ場で共に学ぶことを追求する』とある。 ・インクルーシブ教育とは障がいがあるから支援して障がいのないこども達と同じ場でともに学べるようにするのでは足りないと考え。障がいの診断があろうがなかろうが同じ場でともに学べるように困難のある子を含めた支援を全体に向け当たり前とするユニバーサルデザインの考えを取り入れて欲しい。 ・そして障がいの程度によってはそれでもなお支援が必要なこどもがいるだろう、そういったこども達にも加えて個別最適化の教育を提供して欲しい。 ・読み書きの支援をする事は学びの保証をする事であり、それは外国にルーツのあるこども達の支援にも繋がると考える。				
17	○メール (一般)		・2019年に読書バリアフリー法が施行された。 学校図書館支援センターを設置している松江市では一人一台端末を使用して学校図書館でマルチメディアDAISY図書を借りる事ができる。 これは自分で文字を読むことが困難なこども達の情報へアクセスする権利を保障している素晴らしい取り組みであり、ぜひ県内の市町村全てで行って欲しい。 また、学校図書と連携して教材の電子化を行っている自治体がある。読み書き困難なこども達の生きる力を育成するためにICTを活用した個別最適な学びの提供を希望する。			基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(2) たくましいこどもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり 施策③ こどもの生きる力の育成	32

○施策④ 地域等における学習支援

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
62	高橋委員 (健全育成部会)		〔こどものQOLを向上するための教育の充実について〕 ・施策の方向性で「高校魅力化」と「探求学習」への言及があるが、地域から支えてもらっている実感の薄い高校生たちにまで一律地域課題の解決を強いる形ではなく、高校生(こども)たちが(大人が感じている地域課題から選ぶというより)自分が直接関わるような身近な問題・課題に取り組み、自分たちの(適切な)声や行動で社会(地域・学校など)が変わり、自分たちのQOLが上がるという実感を得的機会にするとという面がもっと意識されて運営されると良いのではないかと思う。	今後の施策の参考とする	・各高校の特色を活かしつつ、地域だけでなく地元企業や大学等とも連携した取組を通して、自己の生き方や進路選択とのつながりを意識した探究的な学びを深めてまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(5) 発達の段階に応じた学びの充実 施策④ 地域等における学習支援	48
63	佐藤委員 (健全育成部会)		〔地域の高齢者や元教員等による学習支援について〕 ・特に小学校低学年の場合、高齢者が勉強を教えることも可能かと思う。そういった取り組みが他府県でもあったように記憶している。島根県でも推進しても良いかもしれないと思う。 ・また、定年退職した元教員などが公民館や児童クラブでこどもの学習習慣を身に着けるのをお手伝いしたり、こどもの学習意欲を向上させるサポートをしたりできると良いと思う。	今後の施策の参考とする	県では、ふるさと教育など、高齢者を含め地域の方々と連携・協働した教育活動を行っています。 また、退職教職員等に声かけをし、放課後児童クラブでの学習を見守る人材をリスト化し、クラブがこの人材を活用できる仕組みの構築を進めています。 放課後子ども教室等のこどもの居場所づくり活動に退職教職員が関わっている事例も県内にあります。 今後もこどもの学習習慣づくりに向けて、取組を進めてまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(5) 発達の段階に応じた学びの充実 施策④ 地域等における学習支援	48
						基本理念Ⅱ ◆重点5 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期) 基本(7) 居場所づくり 施策② 放課後等のこどもの居場所づくり	57
						基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(13) 地域における子育て支援、家庭教育の支援 施策② 放課後児童クラブ等の充実	75

○基本施策(6) 健康な体と心を育む環境づくり

○施策② 生活習慣の確立と学校・家庭・地域が連携した食育の推進

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
64	佐藤委員 (健全育成部会)		〔妊婦健診や乳幼児健診時を活用した食育の推進について〕 ・近年、英国の大規模な縦断研究により、胎児期の母親の食事や離乳食の味付けや大人の関わりがこどもの後の食事の好み(健康的vsジャンキー)やBMIに影響を与えることが分かっている。それゆえ、食育は乳児期(もしくは妊娠期)から始まっているものと考えられている。ついては、乳幼児健診や妊婦健診において情報提供することも食育関連の項目として盛り込むと良いかもしれない。 ・実際に、松江市が行っている離乳食の教室はとても丁寧に説明されていて(目の前で調理してもらって調味料の量なども分かりやすかった)とても充実していると感じ。	修正する	・乳幼児期は望ましい生活習慣や食習慣の基礎ができる大切な時期であり、妊婦健診や乳幼児健診の他、保育所、幼稚園等において母子の心身の健康や栄養上の問題に応じた食支援が行われています。 ご指摘を受けて、現状と継続した取組の必要性について追記します。	基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(6) 健康な体と心を育む環境づくり 施策② 生活習慣の確立と学校・家庭・地域が連携した食育の推進	50
65	高橋委員 (健全育成部会)		〔生活困窮家庭への食育の推進について〕 ・施策の方向性で「望ましい食生活が実践できるように」とあるが、「地域の食育推進力の充実」だけでは、特に困窮家庭での食生活を向上させることは難しいと思う。 時間的余裕や経済的余裕が作れるように支援することも食育と同時に必要であるし、食育だけよりは「学校での朝食支援(学校内子ども食堂、学校内居場所カフェのような)」を併せて実施できると良いのではないかと思う。	対応済み	・生活困窮家庭への食育の推進については、時間的余裕や経済的余裕が作れるように支援することも重要であり、生活困窮世帯に対する就労支援やひとり親家庭に対する子育て・生活支援、就労支援などを進めていくことを記載しています。	基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(6) 健康な体と心を育む環境づくり 施策② 生活習慣の確立と学校・家庭・地域が連携した食育の推進	50

○施策③ 性や結婚・妊娠・出産・育児に関する理解を深める教育の推進						
No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等
				意見への対応	県の考え方	
18	こども・若者 ○メール (居場所)	○	〔性についてもっと早い時期にしっかり教えてほしい〕 ・性教育についてもうちょっと保健で教えて欲しい。こどもの作り方や性処理など。すぐにでも正しい性処理の仕方を教えるべき。間違っていたら病気になる。間違ったやりかたをずっとしてきた気がする。 ・女子に生理のことを教えるように、男子に性・性処理・性行為のことを教えて欲しい。そういうのをAVで教わることしかない。ネットでしか調べれない。 ・性的な悩みを周りに言いづらい。 ・こどもを作って欲しいなら、その部分をきちんと教えて欲しい。(ポルノ・AV以外) ・高校に行かない人もいるから、義務教育中に教えて欲しい。 ・人間の三大欲求のことなのに、性欲については18禁になる。でも高校生くらいからその欲求は出てくる。 ・聞きにくいことだからこそ、国がきちんと教えるべき。 ・正しい性教育を国からYouTubeで配信して欲しい。 ・生理の量や、生理痛の酷さなどを教えて欲しい。 ・見た目がボーイッシュだから産婦人科に行きにくい。ついてきてくれる人がいて欲しい。	今後の施策の参考とする	・学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるようにすることを目的に実施しています。いただいたご意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。	基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(6) 健康な体と心を育む環境づくり 施策③ 性や結婚・妊娠・出産・育児に関する理解を深める教育の推進
19	○電子 (一般)		〔包括性教育や性暴力の防止などのメッセージ発信や厳罰化を〕 ・性暴力や性加害のない、安心して異性との出会いが保証されること、包括的性教育の推進や性暴力を許さないというメッセージの発信や厳罰化など、安心感こそが、住み続けたいしまねにつながるのではないかと。	今後の施策の参考とする	・心身の健康づくりや人間関係づくりなど、それぞれの相談内容に応じた対応をするため、学校からの電話相談を受ける健康相談アドバイザー事業や、学校に講師を派遣し講義や研修を行う専門家・専門医による指導事業(健康課題解決)、健康相談事業(心と性の健康相談事業)を実施しています。いただいたご意見は今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。	「こちらも関係あると思われる」 基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(6) 健康な体と心を育む環境づくり 施策② 生活習慣の確立と学校・家庭・地域が連携した食育の推進 施策③ 性や結婚・妊娠・出産・育児に関する理解を深める教育の推進
				対応済み	・性暴力の根絶については、若年層に対するデートDV予防教育や、女性に対する暴力をなくす運動などでその取組を行っているところです。ご意見の性暴力の根絶は重要と考えておりますので、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ・警察では、性犯罪相談窓口の設置、性犯罪の取締り、性加害・性被害防止の広報啓発活動等に取り組んでいるところです。引き続き、「性犯罪を許さない」という認識を広めると同時に、相談窓口の周知等相談しやすい環境づくりに取り組んでいきます。	「こちらも関係あると思われる」 基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(21) こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 施策③ 性犯罪・性暴力対策
66	高橋委員 (健全育成部会)		〔コンセプションケア等、男性も含めた将来の妊娠・子育ての教育について〕 ・施策の方向性に「学校における赤ちゃんの育て方・関わり方に関する教育」が必要かと思います。特に男性は、こどもが産まれてからもちゃんと家に居ることは楽だと思っているケースが少なくありません。もちろん、男女問わず知識ゼロからの育児ではなく、事前の知識はいくらあっても良いと思います。	対応済み	・幼児とのよりよい関わり方について考えたり、家庭生活と家族の大切さ、家庭生活が家族の協力によって営まれていることなどを理解したりするなど、学習指導要領に基づき、中学校の技術家庭科、高等学校の家庭科の授業の中で取り扱っています。	基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(6) 健康な体と心を育む環境づくり 施策③ 性や結婚・妊娠・出産・育児に関する理解を深める教育の推進

○施策④ 道徳教育や情報モラル教育の推進						
No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等
				意見への対応	県の考え方	
67	高橋委員 (健全育成部会)		〔道徳教育の推進について〕 ・道徳が心の教育に偏り過ぎないように、心を変えようとせずに、行動が変わる人が増えるように働きかけてほしいと願います。打算でも良いので、行動が変わることが大切です。	今後の施策の参考とする	・こどもたちが主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養えるよう、道徳教育を推進してまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(6) 健康な体と心を育む環境づくり 施策④ 道徳教育や情報モラル教育の推進

○施策⑥ 発達の段階に応じたキャリア教育						
No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等
				意見への対応	県の考え方	
21	○電子 (こども向け)	○	〔自分が好きなことを学べる環境やいろいろな職業体験の機会を増やして欲しい〕 ・自分が好きなことがたくさん学べる環境がほしいです。 たとえば、理科が好きなので実験とかたくさんできる勉強の場がほしいです。 それと、音楽が好きなので、プロの人の演奏を近くでたくさん聴きたいです。 ・職業体験ができる場をもう少し増やしてほしい。 自分の中学校では1度だけ授業で体験する事が出来た。 もっと色々な職場を体験してみたいと思った。	今後の施策の参考とする	・こどもたちの中にある「やりたい」「やってみたい」を地域の中で実現できるようこどもたちの居場所づくりに取り組む市町村に対して、つながりづくり「ふるさと活動」実践事業を通して支援しています。 また、音楽をはじめ演劇、舞踊、伝統芸能、メディア芸術のトップレベルの団体が、全国の小中学校を対象に巡回公演を行うことができる文部科学省が実施する舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)があります。活用については学校にご相談ください。	基本理念Ⅰ ◆重点1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり 基本(2) たくましいこどもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり 施策③ こどもの生きる力の育成
				今後の施策の参考とする	・中学校におけるキャリア教育は、各学校が、特別活動や総合的な学習の時間など各教科等の教育課程に適切に位置付けて実施しています。学習活動としての職場体験も、事前学習や事後学習を含めて計画的に実施されています。複数回の体験学習を実施するかどうかは、各学校の判断となります。 地域や企業が行う体験イベントなど、学校に案内が来ていることもありますので参考にしてください。 県立高校では、企業等での就業体験(インターンシップ)を行っているほか、企業等を学校に招いて行う就職ガイダンスなどを開催し、企業の方から直接話を聞く機会を設け、生徒が社会に対する理解を深め、将来の職業に対するイメージを拡げる機会としています。また、バスを借上げ、地元の企業を見学するツアーを実施する高校もあります。	基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(6) 健康な体と心を育む環境づくり 施策⑥ 発達の段階に応じたキャリア教育
22	○電子 (こども向け)	○	〔将来の夢を考えるきっかけとなるためにいろいろな大人の話を聞く機会を増やして欲しい〕 ・色々な経験をされた大人の話を聞くことは、こどもにとって多くの影響を与えらると思う。 自分も授業の一環で大人の話を聞いたことがきっかけに将来の夢がある程度決まった経験がある。こどもがいろいろな話を聞くことで考えを深めることができる機会を増やして欲しい。	今後の施策の参考とする	・各学校では総合的な学習の時間や特別活動の時間を中心に、職業講話や職場訪問・職場体験学習を実施するなど、キャリア教育の一環として大人の話を聴く機会を設けています。また、情報セキュリティや人権学習、健康教育など様々な専門家の話を聴く機会も多くの学校で設けています。今後も、県教育委員会として、児童生徒の心に響く講演会等が実施されるよう支援していきます。	基本理念Ⅱ こどもを安心して産み育てることができる社会づくり ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(6) 健康な体と心を育む環境づくり 施策⑥ 発達の段階に応じたキャリア教育

○その他						
No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等
				意見への対応	県の考え方	
23	パブコメ (電子／こども向け)	○	〔県内の公立学校でのスマホ利用など自由度を上げることについて〕 ・島根県の公立学校での自由度を上げて欲しい。 都会の学校ではInstagramを活用したり、スマホ端末でQRコードを読み取ったりしているため、タブレット端末の使用だけではなく、スマートフォン端末を使用することで都会の学校との差が埋められると考える。また、緊急時の連絡が迅速に対応できたり、学習用のアプリをダウンロードするとかでより深い学びが可能と考える。	今後の施策の参考とする	GIGAスクール構想において、一人一台端末と高速大容量のネットワークを一体的に整備するとともに、クラウド活用の推進も図られました。児童生徒の個別最適化された学びが学校現場で実現されています。 公立学校における携帯電話の取扱いに関する方針については、令和2年7月31日付2文科初第670号にて文部科学省初等中等局から通知があり、「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」における審議を踏まえて、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項が示されました。県教育委員会としては、県立高等学校においては「始業時から終業時まで学校における使用は原則禁止」、特別支援学校においては「学校及び地域の実情を踏まえて各学校において判断する」、公立小・中・義務教育学校においては「学校への持ち込みは原則禁止。ただし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める」としています。 一人一台端末の利用に併せ、各自のスマホなどの端末の利用については、各学校の教育目標などを踏まえ、必要に応じて市町村教育委員会及び各学校において、判断される事柄であると考えます。	基本理念Ⅱ ◆重点4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり(学童期・思春期) 基本(6) 健康な体と心を育む環境づくり 施策⑥ 発達の段階に応じたキャリア教育

○重点推進事項5 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期)

○施策① こどもが安全・安心に過ごせる多様な居場所の情報提供と理解の促進						
No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等
				意見への対応	県の考え方	
68	高橋委員 (健全育成部会)		≪放課後のこどもの居場所の在り方について≫ ・「自立」の中身や定義 ・「子ども食堂」が若者支援の専門性とどう繋がっていくのか(相談窓口など) ・自由に活動できる `多様な、居場所づくりが求められて、` ・こどもの意見や行動力を活かすことは大切だが、こども自身にフィードバックすること、地域でこどもから搾取しないことも大切である。	対応済み	・子ども食堂がこどもの居場所の一つとして地域で活用されていくように、子ども食堂の運営団体をはじめ、市町村や関係機関等を対象としたセミナー等を開催していますが、今後もこうした取組を進めていきます。	基本理念Ⅱ ◆重点5 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期) 基本(7) 居場所づくり 施策① こどもが安全・安心に過ごせる多様な居場所の情報提供と理解の促進

○施策② 放課後等のこどもの居場所づくり						
No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等
				意見への対応	県の考え方	
24	○電子 (一般)		〔放課後児童クラブの充実〕 ・自分の住んでいる市町村には、小学校に放課後児童クラブが併設されていない。子育てする上で大変不安で、不満である。すぐに、県内の他地域のような、放課後児童クラブを設置してほしいと思う。 ・現在、保育園がその役割を果たしてくれているが、人手も足りないようで、受け入れてもらえなかったり、もう来なくていいようなことを職員さんから言われてきたような話も聞いている。非常に不安だし、こどもの放課後や長期休業中の学びの場が保証されないということは、親が安心して働くこともできない環境であるということで非常に困る。 ・また、地域の公民館などで、放課後遊びクラブも週に一回してくれているが、下校の場が変わるため、混乱があったり、毎日ではないため機能していないようなところもあるように思う。 ご検討よろしくをお願いしたい。	今後の施策の参考とする	・放課後児童クラブの実施場所については、学校の余裕教室、学校敷地内専用施設、保育所など様々な場所で実施されています。いただいたご意見については実施主体の市町村にお伝えします。 ・社会教育で進める放課後子ども教室は、放課後のこどもたちに対して、地域の皆さんと一緒に様々な活動の体験や学びの場を提供することを目的としており、活動の形態や頻度等については、各市町村及び各地域の実情に応じた形で進めていただいています。 ・もし、下校の場が変わるなどして混乱が生じるといったことがあれば、公民館などにその状況をお伝えいただき、どうしたらこどもたちによりよい活動が提供できるのか、一緒に考えていただけると幸いです。 ・県としては、県内市町村で展開される様々な取組について情報を収集し、活動の参考となるような情報提供に努めてまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点5 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期) 基本(7) 居場所づくり 施策② 放課後等のこどもの居場所づくり
69	古川委員 (推進会議)		〔放課後児童クラブの充実の具体的な施策について〕 ・12月20日の推進会議の折に堀江委員さんも放課後児童クラブについて触れておられたが、すくすくプランの中で「放課後児童クラブについては今後も充実が必要」と記載されている。しかしながらもう少し具体的、現実的な記述ができないのだろうかと思う。大切な島根のこどもたちの放課後児童クラブを大事な居場所、教育の場ととらえる必要がある。喫緊の課題は多い。 【理由】 1.指導員の確保が困難 2.指導員の資質と位置づけ(施策の方向性P74にあるが大学やシルバー人材センター等と連携し人材確保に取り組むとあるが、アルバイト的、あるいは余暇活動では児童のエネルギーを包括できない。補助員としての位置づけだと考えられるが。) 児童クラブの職員の社会的位置づけが低すぎる。 3.低賃金 4.施設設備が不十分 5.児童の背景がわかりにくい	修正する	・放課後児童クラブの現状と課題について、ご意見を踏まえ、記載を追加します。なお、放課後児童クラブの記載については、主に居場所づくりと子育て支援に記載しております。 ・内容に重複する点がありますので、施策の方向性については、子育て支援(Ⅱ-7-(13)-②)において、主な記載をしております。	基本理念Ⅱ ◆重点 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期) 基本(7) 居場所づくり 施策② 放課後等のこどもの居場所づくり
				修正する	・放課後児童クラブの現状と課題について、ご意見を踏まえ、記載を追加します。	◆重点7 子育て当事者への支援 基本(13) 地域における子育て支援、家庭教育の支援 施策② 放課後児童クラブ等の充実
70	佐藤委員 (健全育成部会)		〔放課後のこどもの居場所づくりの課題認識について〕 ・この問題(放課後のこどもの居場所づくり)は全国的にも「小1の壁」として共通認識が持たれている重要な事項と思う。そのことも引き合いに出し「現状と課題」についてもう少し丁寧に記載した方がよいように感じる。	修正する	・いわゆる「小1の壁」のうち、放課後児童クラブでの待機児童の解消、や平日夕方と長期休業中の朝の時間延長については、ニーズも踏まえ市町村と連携しながら支援を行っています。今後も支援が必要と考えますので、記載を追加します。 ・また、平日朝の時間帯の児童の居場所についても都会地を中心に課題となっていますが、まずは、国の対策の検討状況、県内の状況などを注視していきたいと考えています。	基本理念Ⅱ ◆重点5 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期) 基本(7) 居場所づくり 施策② 放課後等のこどもの居場所づくり
71	布野委員 (セーフティ推進委員会)		〔障がいのある子の放課後の居場所について〕 ・放課後等デイサービスと放課後児童クラブを併用する障がい児もあり、インクルーシブの観点からも放課後児童クラブでも障がい特性に応じた一定レベルの支援(環境調整や関わり方の配慮など)が提供されることが望ましい。	今後の施策の参考とする	・放課後児童クラブでの障がいのあるこどもの受入については、包容・参加(インクルージョン)の考え方に基づいて、放課後児童クラブを利用する機会の確保に向けた適切な配慮と環境整備を行い、可能な限り受入に努めることが求められます。 ・国の運営費補助等を活用しながら、事業実施主体である市町村とともに取り組んでまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点5 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期) 基本(7) 居場所づくり 施策② 放課後等のこどもの居場所づくり

○基本施策(8) いじめ防止や不登校等の支援

○施策① こどもとこどもに関わる全ての人々の人権意識の向上						
No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等
				意見への対応	県の考え方	
25	こども・若者 ○メール (居場所)	○	〔学校におけるいじめ、不登校等の悩みを抱えるこどもへの相談支援体制の強化〕 ・先生に「生徒同士で喧嘩している。トラブルがある。」と、嫌だと言っているのに「仲が良いから」と流しちゃうのが嫌。	今後の施策の参考とする	・登校しても教室に入りづらいこどもたちに対しては、各校が保健室、図書館、空き教室などを活用して、校内での学習支援や居場所の提供に取り組んでいます。登校したくてもできないこどもたちに対しては、市町村教育委員会が設置する教育支援センターで、学習支援や居場所の提供を実施しています。現在、教育支援センターは県内10市町に12施設あります。教育支援センターを設置していない市町村では、庁舎、公民館、図書館などの公的施設の一室や、ご家庭に出向き、話し相手になるなど、実情に応じた様々な取組でこどもたちを支えています。	基本理念Ⅱ ◆重点5 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期) 基本(8) いじめ防止や不登校等の支援 施策① こどもとこどもに関わる全ての人々の人権意識の向上 施策② 学校におけるいじめ、不登校等の悩みを抱えるこどもへの相談支援体制の強化

○施策② 学校におけるいじめ、不登校等の悩みを抱えるこどもへの相談支援体制の強化

○施策③ 学び直しの支援の強化

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
26	こども・若者 ○メール (居場所)	○	〔学校におけるいじめ、不登校等の悩みを抱えるこどもへの相談支援体制の強化〕 ≪通信制高校等の選択肢を増やす≫ ・通信制高校が少ない。選択肢が少ない。 ≪フリースクール等、学校に行っていない子の居場所の充実≫ ・学校に行っていない子の居場所が欲しい。 ・フリースクールが少ない。 ・高校生が行けるフリースクールを増やして欲しい。 ・フリースクールが高い。遠い。移動手段がない。 ・コミセンにフリースクール機能を備えて欲しい。 コミセン内に学校・教育の話を聞いてくれる専門家を常設して欲しい。 コミセンは学校の近く・家の近くにあるのもっと活用して欲しい ≪その他≫ ・ほっといて欲しい。 ・こどもでいさせて欲しい。 ≪家庭(親)の相談機関≫ ・親が相談する場所が無い。	今後の施策の参考とする	・こどもたちに対しては、相談窓口のチラシを配付することをはじめ、相談したい時に、適切な相談窓口に速やかにつながるようにしていくために、県立学校では、それぞれの一人一台端末に連絡先一覧を表示することを始めました。保護者の皆様に対しては、スクールメールを活用して相談窓口の情報を提供し、その頻度を増やすなどして、周知に取り組んでいます。 また、県教育委員会のホームページのトップページの最上段に相談窓口一覧のバナーを設け、様々な相談窓口に容易にたどり着けるようにしています。	基本理念Ⅱ ◆重点5　こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期) 基本(8)　いじめ防止や不登校等の支援 施策①　こどもとこどもに関わる全ての人々の人権意識の向上 施策②　学校におけるいじめ、不登校等の悩みを抱えるこどもへの相談支援体制の強化	59
27	○メール (一般)		〔不登校のこどもへの理解と支援について(フリースクール、居場所等)〕 ・不登校のこどもにも色々タイプがあり、色々な考えがあると思う。学校や発達・教育相談支援センター『エスコ』・心理カウンセラーの支援やフリースクールがあれば、「こんなことがしたい」「体験を通じて知識や学力がつく」ことで、社会とのつながりを作り、心の安定と好奇心を伸ばすという成長の仕方が安心する子もいる。 ・不登校だから仕方ないではなくて、一歩進んでは立ち止まり、悩みながら、受け入れながら生活することもでも公立小学校に通えるような居場所・カリキュラムがあれば安心できる。 ・不登校のこどもが週3回通うフリースクールや習い事に月数万円かかり経済的に大変だった。 ・公立学校に在籍する不登校のこどもにも金銭的負担の少ない(居場所のような)環境があればありがたいと思う。	今後の施策の参考とする	・県内の小学生、中学生で登校しても教室に入りづらいこどもたちに対しては、各校が保健室、図書館、空き教室などを活用して、校内での学習支援や居場所の提供に取り組んでいます。登校したくてもできないこどもたちに対しては、市町村教育委員会が設置する教育支援センターで、学習支援や居場所の提供を実施しています。現在、教育支援センターは県内10市町に12施設あります。教育支援センターを設置していない市町村では、庁舎、公民館、図書館などの公的施設の一角や、ご家庭に出向き、話し相手になったりして、実情に応じた様々な取組でこどもたちを支えています。 また、こどもたちに対しては、相談窓口のチラシを配付することをはじめ、相談したい時に、適切な相談窓口に速やかにつながるようにしていくために、県立学校では、それぞれの一人一台端末に連絡先一覧を表示することを始めました。保護者の皆様に対しては、スクールメールを活用して相談窓口の情報を提供し、その頻度を増やすなどして周知に取り組んでいます。 また、県教育委員会のホームページのトップページの最上段に相談窓口一覧のバナーを設け、様々な相談窓口に容易にたどり着けるようにしています。 いただいたご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。	基本理念Ⅱ ◆重点5　こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期) 基本(8)　いじめ防止や不登校等の支援 施策②　学校におけるいじめ、不登校等の悩みを抱えるこどもへの相談支援体制の強化	59
28	○メール (一般)		〔既存の義務教育から外れてしまった不登校のこどもへの理解と支援〕 ・既存の義務教育から外れてしまった子に対して、かわいそう、普通ではない、変わっているなどという厳しい目を感じる。 ・義務教育は親の責任だが、既存の学校からあぶれてしまったこどもは、学ぶ権利を奪われている状況にある。不登校の原因が無気力だとか、親がそれを許したとか項目にあがっていますが、当事者の親はそれをみて悲しく思っている。 ・こんなに不登校がふえているのは、指導要領の改変に基づくつめこみカリキュラムが原因だと思っている。発達障がいが増えたのは実数ではなく、ついていけないこどもが診断を受けたためであろうと思っている。 ・今、自分のこどもたちはフリースクールでいきいき活動できるようになったが、ひきこもりのこどもたちのことを考えると胸がいたむ。 こども「全員」がいきいきと目を輝かせ、学ぶ権利を存分に活用できますように。	今後の施策の参考とする	・県教育委員会では、不登校を経験した生徒の受け止めについて、宍道高校、浜田高校両校の定時制・通信制の全生徒を対象に、不登校を経験した生徒の受け止めについて調査を実施し、令和6年6月に調査結果を公表しました。この調査により、不登校の要因には、生徒の受け止めと学校との認識には違いがあることがわかりました。これらの結果を踏まえ、不登校というだけで問題行動と受けとられることがないように、教職員をはじめ、不登校のこどもたちに関わる人に対して啓発を続けています。 いただいたご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。	基本理念Ⅱ ◆重点5　こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期) 基本(8)　いじめ防止や不登校等の支援 施策②　学校におけるいじめ、不登校等の悩みを抱えるこどもへの相談支援体制の強化	59
29	こども・若者 ○メール (居場所)	○	〔オンラインでの授業参加と単位取得〕 ・本当は今在籍している高校に戻りたい。オンラインの単位取得があれば良い。 ・病気の時はオンラインで授業の出席が認められるけど、精神的に体調が悪くて外に出れないときはオンライン授業を受けることができない。 ・学校に行きたい、卒業したいと思っているけど精神的事情で学校に行けない場合に、リモートで授業参加できるような制度が欲しい。 ≪学び直しの支援≫ ・学びなおしや夜間中学校が欲しい。	今後の施策の参考とする	・高等学校においては、島根県立高等学校規程の定めにより、年間の総授業時数の3分の2以上の出席がなければ単位を認定することができないこととなっていますが、令和6年4月からの国の制度改正により、登校したくてもできない生徒や病気療養中の生徒を対象に、通信教育や遠隔授業を行うことにより、その学習時間分を出席扱いとすることで柔軟な履修・単位修得を認めることができることとなっています。但し、その場合であっても通信教育及び遠隔授業によって修得できる単位数は、卒業に必要な74単位のうち36単位まで(病気療養中等の生徒については単位数の制限なし)となっています。	基本理念Ⅱ ◆重点5　こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保(学童期・思春期) 基本(8)　いじめ防止や不登校等の支援 施策②　学校におけるいじめ、不登校等の悩みを抱えるこどもへの相談支援体制の強化 施策③　学び直しの支援	59 61
72	出雲市子ども未来部子ども政策課		〔困難を抱える義務教育後のこども・若者の支援へのつなぎについて〕 ・市における取組として、困難を抱える義務教育後のこども・若者に対する支援のつなぎが課題である。高校や大学等での不登校や中退、ひきこもりやニート等、困難な状況となったこども・若者に対して、必要な支援(学習・就労・生活等)が受けられるよう相談・支援体制を整備してほしい。本市においても「出雲市子ども・若者支援センター」を設置しているが、支援を必要とする人がスムーズに身近な相談窓口につながるような取組をお願いしたい。	今後の施策の参考とする	・県では、しまね若者サポートステーションを島根労働局と共同で松江と浜田に設置し、働くことに困難を抱える15歳から49歳までの方を対象として、就労支援を行っています。また、県では、こどもや若者を取り巻く様々な問題に対し、情報共有や施策の連携を進めるため、教育、医療、雇用などの関係機関で構成する「島根県子ども・若者支援地域協議会」を設置しています。この協議会にしまね若者サポートステーションも参加しており、個別に学校などを訪問して事業の説明を行うなど、日頃から関係する機関との連携、相互理解に努めております。今後も、市町村や、教育、福祉、保健・医療など各分野の専門機関との連携をさらに緊密にし、情報交換を通じて、支援を必要とする若年無業者の状況の把握に努め、適切な支援につなげてまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点6　若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり(青年期) 基本(11)　悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実 施策①　ひきこもり当事者や家族に対する相談支援の充実 施策②　若年無業者の職業的自立に向けた相談・就労体験支援 施策③　市町村の「子ども・若者総合相談センター」の設 施策④「島根県子ども・若者支援地域協議会」に参画する自治体・民間支援団体間のネットワークの活用	67 ～ 69
				今後の施策の参考とする	・出雲市のほか県内で合計9市町では、子ども・若者総合相談センターが設置されています。住民部局、保健部局、福祉部局、児童福祉部局、子育て部局、教育委員会などさまざまな部局に設置されており連携が難しい場合もあると思いますが連携していただきますようよろしくお願いします。まだ設置されていない町村には、身近な総合相談窓口としての子ども・若者総合相談センターの設置を働きかけます。	基本理念Ⅱ ◆重点6　若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり(青年期) 基本(11)　悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実 施策③　市町村の「子ども・若者総合相談センター」の設置	68

○基本施策(10) 結婚支援の充実

○施策① 結婚に対する啓発活動・情報発信

○施策② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化(出会いの機会、場の創出支援)

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
32	こども・若者 ○メール (居場所)	○	〔将来結婚したいと思いますか？〕 ★若者の結婚・子育てに対する不安 ・結婚はいずれはしたいと思う。孤独が嫌だから。 誰かとの関わりがないと生きていけないから。 ・結婚したい。こどもが欲しいから。 だからこどもが生またいという政策を出して欲しい。 金銭面の負担が抑えられると産みたくなくと思う。 ・パートナーは欲しいけど、結婚しない自由も欲しい。 自分の事(就職、自分としてのキャリアを積む)で考える余裕もない ・したいんだけど、自分の生い立ちがいろいろありすぎて拒絶状態。 誰かと一緒に住むというのは考えられない。	今後の施策の参考とする	・結婚や出産は、あくまで個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人へ義務感や負担感を抱かせるものではあってはならないと考えています。また、1(2)計画の目的、及び本計画の上位計画にあたる第2期島根創生計画においても、その旨を明記することとしております。 ・経済的な負担の軽減について、島根県では保育料負担軽減やこども医療費助成支援などに取り組むほか、国に対しても、物価高騰を背景とした適切な価格転嫁の実現や、都市と地方の実質賃金の格差是正などについて要望し、安心して出産・子育てができる環境づくりに継続して取り組んでまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点6 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり(青年期) 基本策(10) 結婚支援の充実 施策① 結婚に対する啓発活動・情報発信 施策② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化(出会いの機会、場の創出支援)	65 66
				今後の施策の参考とする	・県では、労働者が豊かでゆとりある生活を営むことができるよう、勤労者生活支援資金の融資により、入学や在学中に必要な教育費や育児休業・介護休業期間に必要とする生活費経済的負担を支援しております。引き続き預託先である中国労働金庫や島根県労働福祉協議会などの労働団体を通じて同資金のPRポスターの掲示やチラシ配布を行うなど勤労者に対する広報の充実を図って参ります。	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(12) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	70
				今後の施策の参考とする	・県では就学に係る経済的負担の軽減のため授業料の減免等を行っております。いただいたご意見は重要と考えており、引き続き今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ・就学に伴う家庭の経済的負担を軽減するため、就学援助の実施、教育費に充てるための給付金等の給付、奨学資金の貸与、授業料の減免等による支援を行っています。いただいたご意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ・ご意見のうち、「こどもを産みたいという政策のうち金銭面の負担が抑えられると産みたくなる」という点について、現在、県では、子育てに係る経費の軽減を図るため、3歳未満児の保育料の軽減等を行っているところですが、子育てに関する経済的負担の軽減は本来、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの取組が必要と考えており、引き続き国に要望して参ります。	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(12) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	70
33	○電子 (一般) 30代		〔多様な価値観、多様な生き方の尊重について〕 ・若者の多様な価値観を尊重するという一方、こどもを産み育てるのというながれが基本のような書き方に違和感を持った。そのような考えの押し付けの姿勢が、地方から人が出ていく要因の一つになっているのかもしれない。 ・前提として、“産み育てたい方については、”というのがいると思う。 ・同性パートナーシップや 一人で生きる方、 特別養子縁組など、多様な生き方があるなかの、一つに過ぎないと思う。	今後の施策の参考とする	・社会の価値観や選択肢が多様化している中で、結婚や出産は、あくまで個人の自由な意思に基づくものであり、義務感や負担感を抱かせるものではあってはならないと考えています。 ・結婚や出産、子育てを希望する若い世代に対して、人生の重要な選択ができる環境を整え、その希望を安心して叶えられるよう、こどもや若者、子育て当事者の人生を切れ目ない視点で捉えて取組を進めていきます。	◆重点6 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり(青年期) 基本(10) 結婚支援の充実 施策① 結婚に対する啓発活動・情報発信	65
34	○電子 (一般)		〔結婚支援について〕 ・正直行政が、結婚という価値観の押し付けを推進することに違和感がある。 マッチング機能については民間のほうが先進的に行っていると思うので、それをサポート監修するだけでよいのではないか。	今後の施策の参考とする	・結婚や出産は、あくまで個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人へ義務感や負担感を抱かせるものではあってはならないと考えています。また、1(2)計画の目的、及び本計画の上位計画にあたる第2期島根創生計画においても、その旨を明記することとしております。 ・結婚を希望される方が、ご自身に合ったマッチング方法を選択できることが重要だと考えています。県では、利用料が安価で、相談者に寄り添いながら、安心してご利用いただけるお相手探しに関する取組を進めてまいります。	「意見者が指定する施策」 基本理念Ⅱ ◆重点6 若者の夢や希望を選択できる社会 基本(10)結婚支援 ②出会いの場づくりとマッチング支援の強化	66
77	福村委員 (推進会議)		〔若い世代の婚活をサポートするスキルアップセミナーについて〕 ・何のスキルアップなのかが書いてあるとよい気がする。 結婚できないのは、「スキル」がないからだと誤解されないかなとか、「出会い？子育て？結婚生活？」などと先回りして勘繰られないかなとか思った。考えすぎかもしれないが、一意見としてご検討いただきたい。	修正する	・結婚希望はあるものの婚活に動き出せない理由として、自己肯定感に関するもの(結婚に向いていない、異性とうまく話せないなど)もあるため、婚活だけでなく仕事などでも活かせる、身だしなみやコミュニケーションに関するセミナーとして追記をします。	基本理念Ⅱ ◆重点6 若者の夢や希望を選択できる社会 基本(10)結婚支援 ①結婚に対する啓発活動・情報発信	65
78	玉串委員 (推進会議)		〔しまね縁結びサポートセンターの取組の記載について〕 ・しまね縁結びサポートセンターの取組について、もう少し前進がイメージできると良いと思う。その余裕がないのかもしれないが。 ※以下、一案です (案)しまね縁結びサポートセンターについて、若い世代に効果的に届く情報発信に努めるなど認知度の一層の向上を図るとともに、縁結びボランティア「はぴこ」の活動支援や広域連携の強化、コンピューターマッチングシステム「しまこ」の利用拡大などにより、相談者に寄り添った伴走型の支援を充実します。	対応済み	・ご意見を踏まえ、記載内容を充実しました。	基本理念Ⅱ ◆重点6 若者の夢や希望を選択できる社会 基本(10)結婚支援 ②出会いの場づくりとマッチング支援の強化	66

○基本施策(11) 悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実

○施策② 若年無業者の職業的自立に向けた相談・就労体験支援

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
79	高橋委員 (健全育成部会)		〔地域若者サポートステーションとの連携強化について〕 ・地域若者サポートステーションはもっと地域の様々な居場所との連携ができると良いと思う。その余裕がないのかもしれないが。 ・長年地域や学校で支援していた若者も、就労となった時にそれまでの支援者には告げずにハローワークやサポステに相談に行くことがある。様々な背景があってのことであるが、サポステは以前の情報なしにずっと支援をしていて、特に連携に重きを置かれていないことが今までは多かった。	今後の施策の参考とする	・ご意見の関係機関との連携は重要と考えています。 ・県では、こどもや若者を取り巻く様々な問題に対し、情報共有や施策の連携を進めるため、教育、医療、雇用などの関係機関で構成する「島根県子ども・若者支援地域協議会」を設置しています。この協議会にしまね若者サポートステーションも参加しており、個別に学校などを訪問して事業の説明を行うなど、日頃から関係する機関との連携、相互理解に努めております。今後も、市町村や、教育、福祉、保健・医療など各分野の専門機関との連携をさらに緊密にし、情報交換を通じて、支援を必要とする若年無業者の状況の把握に努め、適切な支援につなげてまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点6 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり(青年期) 基本(11) 悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実 施策② 若年無業者の職業的自立に向けた相談・就労体験支援	67

○重点推進事項7 子育て当事者への支援

○基本施策(12) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

○施策① 子育てに関する経済的負担の軽減

○施策② 就学に伴う経済的負担の軽減

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
35	○電子 (こども向け)		〔子育て支援と経済的負担の軽減〕 ・核家族や実家が遠方の人も多いと思うので、こどもに何かあった時や、親が突然の入院などで見れない時に数時間でもすぐに対応してくれる(見てくれる)機関があったら安心だと思う。(保育園が休みの土日祝も見てくれる場所や人) ・子育ては長い目で見た時にお金がかかったり、悩みも増えると思う。金銭面や親の情緒面などへの支援をしてけると安心。本当に困った時に少し頼ってもいいんだと思え、気を張りすぎずに子育てができると思う。	今後の施策の参考とする	・こどもを産み育てたい方が安心して子育てや仕事に取り組むことができるよう、経済的負担の軽減に加え、相談体制整備や保育環境・放課後児童クラブの充実、一時預かりや病児保育、仕事と子育てを両立できる環境づくりなど、様々な視点からの切れ目ない支援に、これまで以上に取り組んでまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点3 幼児期までのこどもの育ちの支援(出産後から幼児期まで) 基本(4) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障 施策① 多様な保育ニーズへの対応	40
				今後の施策の参考とする	・低所得世帯を対象とする生活福祉資金制度では、こどもが大学、高等専門学校、高等学校に入学・就学するための費用を無利子で貸し出しており、今後もこの制度の活用に向け情報発信していきます。 ・県では就学に係る経済的負担の軽減のため授業料の減免等を行っております。いただいたご意見は重要と考えており、引き続き今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ・就学に伴う家庭の経済的負担を軽減するため、就学援助の実施、教育費に充てるための給付金等の給付、奨学資金の貸与、授業料の減免等による支援を行っています。いただいたご意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(13) 地域における子育て支援、家庭教育の支援 施策①地域のニーズに応じた子育て支援の推進	74
36	こども・若者 ○メール (居場所)	○	〔子育て世代への経済的支援〕 ・手取り早く人口を増やしたいなら、子育て世代が助かる施策をしたら良い。 こどもを産んだら補助金を出す。給食費を無料にするなど、テレビのニュースを見ると、それらに取組んでいるところは移住が増えている。 ・仕事をしながら子育てをできる自信がない。大変そう。	今後の施策の参考とする	・現在、県では、子育てに係る経費の軽減を図るため、3歳未満児の保育料の軽減等を行っているところですが、子育てに関する経済的負担の軽減は本来、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの取組が必要と考えており、引き続き国に要望して参ります。	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(12) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 施策① 子育てに関する経済的負担の軽減	70
				今後の施策の参考とする	・こどもを産み育てたい方が安心して子育てや仕事に取り組むことができるよう、経済的負担の軽減に加え、相談体制整備や保育環境・放課後児童クラブの充実、仕事と子育てを両立できる環境づくりなど、様々な視点からの切れ目ない支援にこれまで以上に取り組んでまいります。	◆重点7 子育て当事者への支援 基本(14) 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり 施策① 子育てしながら働きやすい環境づくり	82
				対応済み	・子育てや介護に対応した柔軟な働き方ができ、職場環境の改善などに積極的に取り組む事業者の支援を行い、誰もが仕事と子育てを両立して安心して働き続けることができる職場が広がるように取り組んでいきます。		
37	○電子 (一般) ○電子 (こども向け)		〔少子化対策につながる行政の支援について(経済的負担の軽減)〕 ・『結婚しない理由は、経済的不安によるもの』ととれる内容があったが、奨学金返済援助や、教育無償化、給食無償化、小学校などの教材無償化など、「おかねの心配のない」子育て環境こそ、少子化対策につながるのではないか。 ・経済的不安を感じている知り合いが「子育てにはたくさんお金が必要だからこどもは1人!」と言っているが、それが理由でこどもを産むのをやめたり、こどもが大きくなって進学をあきらめたりがないような社会になってほしいと思う。 ・自分自身ももうすぐ出産を控えている。 市や県の補助金を見るが、金銭面が心配になったりする。 一時金も年々高くなりありがたさは感じるが、手出しが必要な場合が多い。 ・産休に入り給料も出産後に振り込まれるなか、金銭面が心配になる。 出産を控えている方はストレスを感じやすいこともあるので、経済面だけでも、もう少し支援があるといいと思う。 ・子育てや教育に関するお金の負担を減らしてほしい。少子高齢化対策にもなる。子育てをしながら働く親のための支援を充実させて欲しい。	今後の施策の参考とする	・経済的不安が理由となってこどもを産むのをやめたり、こどもが大きくなって進学をあきらめたりがないよう、現在、県では、こどもを産み育てたい方が安心して子育てや仕事に取り組むことができるよう、子育ての経済的負担の軽減として、3歳未満児の保育料の軽減等やこども医療費助成支援などに取り組んでいます。 ・また、相談体制整備や保育環境・放課後児童クラブの充実、一時預かりや病児保育、仕事と子育てを両立できる環境づくりなど、様々な視点からの切れ目ない支援にこれまで以上に取り組んでまいります。 ・なお、子育てに関する経済的負担の軽減は本来、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの取組が必要と考えております。 国に対しても、物価高騰を背景とした適切な価格転嫁の実現や、都市と地方の実質賃金の格差是正などについて要望し、安心して出産・子育てができる環境づくりに継続して取り組んでまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(12) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 施策① 子育てに関する経済的負担の軽減	70
					・県では就学に係る経済的負担の軽減のため授業料の減免等を行っております。いただいたご意見は重要と考えており、引き続き今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ・就学に伴う家庭の経済的負担を軽減するため、就学援助の実施、教育費に充てるための給付金等の給付、奨学資金の貸与、授業料の減免等による支援を行っています。いただいたご意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ・低所得世帯を対象とする生活福祉資金制度では、こどもが大学、高等専門学校、高等学校に入学・就学するための費用を無利子で貸し出しており、今後もこの制度の活用に向け情報発信していきます。	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(12) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 施策② 就学に伴う経済的負担の軽減	70
80	高橋委員 (健全育成部会)		〔就学に伴う経済的負担(副教材)の軽減について〕 ・課題として、「副教材等への支出が少なくなく準備の労力も大きい、その割に使用期間が短かったりする」ということがあり、施策の方向性としてその負担を減らす、具体的には「学校で準備・保管できる副教材等を増やす」ということがありと良いと思う。	今後の施策の参考とする	・県では就学に係る経済的負担の軽減のため授業料の減免等を行っております。いただいたご意見は重要と考えており、引き続き今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(12) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 施策② 就学に伴う経済的負担の軽減	71

○施策③ 生活困窮家庭への生活支援、就労支援							
No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
81	布野委員 (セーフティ推進委員会)		〔生活困窮家庭への支援について〕 「令和6年島根県子どもの生活に関する実態調査」の主な結果について ・生活困難層に該当する方の生活困難に至っている背景として、こどもに障がいがあり仕事に出たくても出にくい、親に精神疾患や発達障がいなどがあり仕事が続きにくいなど様々な要因が考えられる。それらの背景を把握し、背景に対する支援のアプローチが必要に感じる。	対応済み	○経済的な困窮をはじめとして、障がいや病気、介護、失業、社会的な孤立など、生活困窮世帯の多くが複合的な課題を抱えており、早期からの包括的な支援を行う市町村の生活困窮者自立相談支援機関の支援の質の向上を図るため、情報提供や研修の場を提供していくことを記載しています。	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(12) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 施策③ 生活困窮家庭への生活支援、就労支援	72

○基本施策(13) 地域における子育て支援、家庭教育の支援

○施策① 地域のニーズに応じた子育て支援の推進

○施策② 放課後児童クラブ等の充実

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
38	○電子 (こども向け)		・実際、子育てをスタートしてみて、助産師、保健師などたくさんの方にサポートしてもらい、子育ては家族、行政のサポートなしではすまないことを痛感している。 ・核家族がや実家が遠方の人も多いと思うので、こどもに何かあった時や、親が突然の入院などで見れない時に数時間でもすぐに対応してくれる(見てくれる)機関があったら安心だと思う。(保育園が休みの土日祝も見てくれる場所や人) ・子育ては長い目で見た時にお金がかかったり、悩みも増えると思う。金銭面や親の情緒面などへの支援をしてけると安心。本当に困った時に少し頼ってもいいんだと思え、気を張りすぎずに子育てができると思う。【再掲】	今後の施策の参考とする	・こどもを産み育てたい方が安心して子育てや仕事に取り組むことができるよう、経済的負担の軽減に加え、相談体制整備や保育環境・放課後児童クラブの充実、一時預かりや病児保育、仕事と子育てを両立できる環境づくりなど、様々な視点からの切れ目ない支援にこれまで以上に取り組んでまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点3 幼児期までのこどもの育ちの支援(出産後から幼児期まで) 基本(4) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障 施策① 多様な保育ニーズへの対応 ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(13) 地域における子育て支援、家庭教育の支援 施策① 地域のニーズに応じた子育て支援の推進	40 74
82	高橋委員 (健全育成部会)		〔妊婦検診時の医師との関係性を活用した困難を抱える家庭へのアプローチについて〕 ・施策の方向性として、「産婦人科医の活用」があると良いと思う。検診になかなか行かなくても、出産の時に産婦人科医は妊婦と出会っており、関係を作れているケースもあるので、産後もそのつながりで座談会などを開催し、ニーズ把握や様々な予防・支援につなげられる可能性がある。	今後の施策の参考とする	・支援を必要とする家庭に対しては、妊娠期から産科、小児科、精神科や市町村など多機関が連携し、相談支援を行っております。また、現在、産後ケアについては助産師が中心となっていますが、必要に応じて、産婦人科医など他職種と連携し取り組んでまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(13) 地域における子育て支援、家庭教育の支援 施策① 地域のニーズに応じた子育て支援の推進	74

○施策⑤ 家庭の教育力の向上支援

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
83	古川委員 (推進会議)		〔親自身を育てる視点について〕 ・すすすすプランに書かれている対象のこどもたちの親自身を育てるという視点が薄いように思う。 P76.77 P81に「安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり」でいろいろ書かれているが、親が親として、あるいはそれ以前の人としての生き方を学ぶ場が記述されていないように思う。こどもたちは親のありようでどんなふうにも変化する。 県民みんながこのすすすすプランを自分事としてとらえるためにも、明確な親育て、人育ての施策があるとよいと思う。	修正する	Ⅱ7(13)施策⑤ 家庭教育支援を修正 (教育振興ビジョンの家庭教育支援を引用)	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(13) 地域における子育て支援、家庭教育の支援 施策⑤ 家庭の教育力の向上支援	78

○基本施策(14) 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり

○施策① 子育てしながら働きやすい環境づくり

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
39	○電子 (こども向け)		〔安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり〕 ・働き方改革、産休・育休をしっかりと取れる(取りやすい)、休みを取りやすい、残業がないなど。 ・休みやすい職場環境と労働条件。	対応済み	・誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりのためには、従業員の方が必要とする休暇等の制度を整えるとともに、経営者や上司からの働きかけや、制度を取得しやすい環境づくりが大切だと考えています。 ・県では、中小企業等が取り組む職場環境の整備に要する経費の一部を助成しています。 ・今後も引き続き、雇用に関して優れた取組を行う企業等を表彰するほか、取組事例の周知や補助制度の活用を促し、働きやすい職場づくりが県内企業等で広がるよう、取り組んでまいります。	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(14) 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり 施策① 子育てしながら働きやすい環境づくり	82
84	佐藤委員 (健全育成部会)		〔病児保育の充実と小学生低学年までの対象拡大について〕 ・育休後に再度働き始める際に最も困るのはこどもの病気である。 松江の場合、病児保育施設がある程度あるもののタイミングによってはどこもいっぱいになっていることもある。その他の市町村の状況は分からないが、県内のどの自治体でも病児保育を手厚く行うことは重要と思う。 ・また就学後の低学年時も同様に困ることが多いと思う。病児保育の対象範囲を小学校低学年まで拡大するなどの施策なども今後は必要かもしれない。 子育てしながら働きやすい環境づくりのためには、こどもの病気や介護など家族の問題が生じた際に頼りになる組織や仕組みが不可欠であろうと思う。	今後の施策の参考とする	・病児保育事業は、令和6年4月時点で県内17市町村で実施しており、県では、病児保育・病後児保育が増えるよう、市町村へ開設経費等の支援を行っています。 また、こどもが病気のときなどには、家族の誰かが休むことができる職場環境づくりも大切です。そのため、「病児保育事業の充実」と「職場環境づくり」の両面から取り組んでいきたいと考えています。 なお、病児保育事業に係る国事業及び県事業については、対象を乳幼児又は小学校に就学している児童としております。	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(14) 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり 施策① 子育てしながら働きやすい環境づくり	82

○基本施策(15) ひとり親家庭への自立支援

○施策① ひとり親家庭の相談機能の充実、子育て・生活支援

○施策② ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
40	○電子 (一般)		〔ひとり親家庭のこどもの送迎に係る支援について〕 ・ひとり親の中には自家用車を持ってない家庭がある。保育園から高校まで、こどもの用事で送迎が必要な場面が多々ある。バスも減便になる中で、自家用車、電動自転車、バスの補助があっても良いのではないかと思う。	今後の施策の参考とする	・こどもの送迎については、ファミリーサポート等の支援事業があるため、ひとり親家庭のみを対象とした自家用車等の経費の支援は実施しておりません。いただいたご意見を参考に、今後もひとり親家庭への支援の充実に努めてまいります。	«指定はないが、関係あると思われる施策» 基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(15) ひとり親家庭への自立支援 施策① ひとり親家庭の相談機能の充実、子育て・生活支援 施策② ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援	84 85
41	○電子 (一般)		〔ひとり親家庭への経済的支援とこどもの支援について〕 ・給付金が1番ありがたいが、結局一時的なので、一時的より継続的に支援があると助かる。 ・病児や学童の無料制度、オムツ支給やミルク支給などであると助かると思う。 ・小学生の無料の遊び場。勉強サポートセンターなど、何をするにもやはりお金はかかるので、とにかく無料制度がいい。	今後の施策の参考とする	・ひとり親家庭への経済的支援については、児童扶養手当や福祉医療費助成事業等が実施されているところです。また、こどもの基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援等の取組も促進しております。ご意見については、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(15) ひとり親家庭への自立支援 施策① ひとり親家庭の相談機能の充実、子育て・生活支援 施策② ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援	85
85	高橋委員 (健全育成部会)		〔ひとり親家庭の低賃金の改善について〕 ・女性のひとり親家庭において日本では、就労した方が貧困率が上がり、子育て罰を除去した方が貧困率が下がるという研究(データ)があったと思う。 また、就労しやすい介護業界などでは資格を取得しても他の業界よりも賃金が低く、課題山積である。	今後の施策の参考とする	・ひとり親の賃金については、本計画において「ひとり親の高い就労率を経済的な自立の実現に結びつけるための支援が必要」との認識を記載しております。また、「子育て罰」については、男女の賃金格差や固定的性別役割分担意識等、仕事をしながら子育てされる方全体を取り巻く問題と認識しています。ご意見については、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。	基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(15) ひとり親家庭への自立支援 施策② ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援	85

○基本理念Ⅲ 特に支援が必要なこどもと家庭が安心して暮らせる社会づくり

○重点推進事項8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援

○基本施策(17) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

○施策① 障がいのあるこども・医療的ケア児等への支援、ともに暮らすことができる地域づくり☒

○施策② インクルーシブ教育システムの推進によるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の充実☒

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
86	高橋委員 (健全育成部会)		〔障がいのある子や家庭等への意識の改善について〕 ・施策の方向性で、「フォーラムの開催や、、、」とあるが、以前、障がい者就労を表彰するフォーラム(イベント)に参加した時に、賞状に「障がいを克服し、、、」と書かれており、読み上げられていたので終了後に指摘をしたことがある。 翌年以降は呼ばれなくなったので何というフォーラムか覚えていないが、修正されていることを願うし、何が問題だったのか理解してもらえてると良いと思う。(県が主催かどうか覚えていないが)	対応済み	・県では外部団体との共催により障がい者雇用促進フォーラムを実施していますが、このフォーラムの中の表彰の部分は外部団体が担当されています。賞状の文面については毎年内容を検討しておりますが、ご指摘の文言は今年度の賞状には入っておりませんでした。今回のご指摘との関連性は分かりませんが、今後開催するイベントや式典などでは、表現に留意してまいります。	基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(17) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 施策① 障がいのあるこども・医療的ケア児等への支援、ともに暮らすことができる地域づくり	89
87	高橋委員 (健全育成部会)		〔障がいのあるこの不登校防止に向けや支援について〕 ・施策の方向性が不登校対策ともリンクできると良い面があると思いました。	今後の施策の参考とする		基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(17) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 施策② インクルーシブ教育システムの推進によるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の充実	91
88	布野委員 (セーフティ推進委員会)		〔特別支援学校に通学するこどもの送迎支援について〕 ・養護学校への通学にあたり、家族にて送迎対応が困難な家庭はスクールバス、移動支援、福祉タクシーを利用して通学している。移動支援、福祉タクシーは資源が限られており、現在利用されている方が卒業して空きができたりしない限りは新規での対応が難しく、現状としてぎりぎりのところで調整している状況。 ・スクールバスも利用できる範囲が決まっており、利用したくても利用できない方もいる。スクールバスの利用範囲の拡充により、スクールバスで通うことができる児童が増えると、移動支援、福祉タクシーでの個別での送迎ニーズの高い児童がサービスを利用しやすくなるため、通学支援の体制作りが進んでいくと良い。	今後の施策の参考とする	・遠距離の送迎による保護者の負担を軽減するため、令和5年度に4路線、令和6年度に2路線、増便し、現在、11校で19路線のスクールバスを運行しています。 ・バスの運転手不足の問題もあり、これ以上の増便は難しいところですが、通学の状況は毎年変わることから、毎年度、児童生徒のニーズを把握し、スクールバスの停留所や運行ルートの見直し等を行います。	基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(17) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 施策② インクルーシブ教育システムの推進によるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の充実	91

○基本施策(19) 在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもたちへの支援

○施策② 日本語指導が必要なこどもへの支援地域づくり☒

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
89	玉串委員 (推進会議)		〔外国にルーツを持つこどもに対する支援の施策の目的と内容の違和感について〕 ・施策②(タイトル)、現状と課題、施策の方向性が全て、「外国にルールを持つ『こども』」にフォーカスを当てているのに対し、施策の目的が「外国住民が生活のために、、、」と外国住民全般を指す表現になっていることに、違和感を感じる。	修正する	・文化国際課が行っている日本語教育は、外国人住民全般を対象としているため、「外国人住民」としていましたが、ご指摘のとおり、こどもにフォーカスした項目なので、修正します。	基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(19) 在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもたちへの支援 施策② 日本語指導が必要なこどもへの支援	94

○基本施策（20） 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

○施策① 児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応地域づくり

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
42	こども・若者 ○メール (居場所)	○	〔親の異変に早く気付いて支援に結び付けてほしかった〕 ・親の異変に気付いて欲しかった。 両親に精神障がいがあり、危険なことをさせられていた時に、気づいて支援につなげてほしかった。 ・虐待を受けたこどものその後の人生・将来の弊害を考えて欲しい。 ・見た目で分からない虐待。 身体的虐待じゃない虐待が将来に害があるのを知って、考えて欲しい。	今後の施策の参考とする	・学校ではこどもたちの困難さに気づいた場合、教職員、スクールソーシャルワーカーなどが連携して対応しており、必要に応じて、社会福祉の関係機関等へつないでおります。 いただいたご意見は、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 ・児童虐待からこどもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応、こどもの保護及び支援、保護者への指導及び支援と各段階で切れ目ない総合的な支援を行っていきます。 ・こどもの問題行動の背景に虐待が隠れている可能性があることは、警察においても十分認識し、これからも適切な支援等につながる活動を推進して参ります。	基本理念Ⅱ ◆重点6 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり(青年期) 基本(11) 悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実 基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(20) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 施策① 児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応 施策③ ヤングケアラーへの支援 基本(21) こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 施策④ 非行防止や非行・犯罪に及んだこども・若者等への相談支援、自立支援	67 95 97 102

○施策② 社会的養護を必要とするこどもや家庭への専門的で適切な支援地域づくり

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
44	○電子 (こども向け)		〔児童相談所や里親、児童養護施設の活動の認知度向上について〕 ・(児童)相談所、里親、施設の体制強化、体制整備だけでなく、活動内容の認知度向上も必要。特にこども達にこういう仕組みがあるということをどう知ってもらうか。 ・経済として自立できる支援組織(事業支援部)の設立。 ・企業からの支援を広く募集する営業活動の実施。	今後の施策の参考とする	・わかりやすいパンフレットの作成やホームページの充実、イベント等の実施により認知度向上に努めてまいります。 ・困難を抱えるこどもへの支援を目的とする社会的養護自立支援拠点事業の実施について検討してまいります。	基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(20) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 施策② 社会的養護を必要とするこどもや家庭への専門的で適切な支援	96

○施策③ ヤングケアラーへの支援地域づくり

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
90	高橋委員 (健全育成部会)		〔ヤングケアラーが相談支援につながりやすくなるための工夫について〕 ・現状と課題について、「相談することは恥ずかしくない、相談することは権利である」という雰囲気醸成はこれからであるといった内容があると良いと思う。 ・施策の方向性について、「学校内居場所の中での交流相談によってヤングケアラー当事者が低いハードルで相談につながるができるようになる可能性を探っていく。」などはどうであろうか。	今後の施策の参考とする	・ヤングケアラーが相談支援につながりやすくなるための工夫については、自他の権利を大切にする教育を推進するうえで大変重要だと考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。 「こどもの権利」について、こどもたちの理解を深めるとともに安心して相談しやすい雰囲気の醸成づくりにまずは教職員研修を通じて取り組んでまいります。	基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(20) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 施策③ ヤングケアラーへの支援	97
91	高橋委員 (健全育成部会)		〔ヤングケアラーが相談支援につながりやすくなるための工夫について〕 ・現状と課題について、「相談することは恥ずかしくない、相談することは権利である」という雰囲気の醸成はこれからであるといった内容があると良いと思う。 ・施策の方向性について、「学校内居場所の中での交流相談によってヤングケアラー当事者が低いハードルで相談につながるができるようになる可能性を探っていく。」などはどうであろうか。	修正する		基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(20) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 施策③ ヤングケアラーへの支援	97

○施策④ 当事者であるこどもの権利擁護地域づくり

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
43	○電子 (こども向け)		〔児童相談所の一時保護に係るこどもの権利擁護〕 ・(児童相談所の)対応内容が正しいかを判断する第三者視点の組織を設立(対応速度が犠牲にならないように注意する)	今後の施策の参考とする	・こどもの権利擁護の推進に向けて、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。	基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(20) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 施策④ 当事者であるこどもの権利擁護	98

○基本施策(21) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

○施策① 学校・地域における心の健康づくりと子ども・若者の自死対策拠域づくり

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
45	こども・若者 ○メール (居場所)	○	〔なんで死んじゃだめなのか、なんで生きていて欲しいのか言葉で教えて欲しい〕 ・「死んじゃだめだよ、死なないで。」って親にいわれるけど、なんで死んじゃだめなのか、なんで生きていて欲しいのか言葉で教えて欲しい。	今後の施策の参考とする	・なんで死んではいけないのか、なんで生きていてほしいのか、という理由を言葉で説明することは難しいことですが、あなた自身がいることで、あなたのまわりには救われている人が必ずいます。 あなたを失えば、その人たちはきっと悲しい想いをするようになります。周りの人にとって、あなたが大切な人だから生きていてほしいと思うのです。 あなたは死んでしまいたいと思うくらい悲しい気持ちかもしれませんが、あなたがいなくなってしまった時には、周りの人はもっと悲しい気持ちになると思います。 あなたに生きていてほしい理由は、あなたが周りの人にとって本当に大切な人だからではないでしょうか。 ・あなたが、悲しい気持ちになったり、つらい気持ちになったりしたときは、誰でもいいので、その想いをだれかに伝えてください。あなたの周りには信頼できる人がたくさんいるはずです。 周りに相談しにくい時は、県教育委員会のホームページのトップページの最上段に「県の相談窓口一覧」のバナーを貼っています。そのページにはいろいろな相談窓口がありますので、自分に合った相談窓口で、自分の気持ちを伝えてみてください。あなたの気持ちをきっと受け止めてくれます。	基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(21) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	99

○施策③ 性犯罪・性暴力対策拠域づくり

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
92	高橋委員 (健全育成部会)		〔日本版DBSの導入への対応について〕 ・施策の方向性において、「日本版DBSの実施や関わる施策はこども関連業務従事者の職業選択の自由に優先することを普及啓発していく」という文言を入れてはどうか。 県の教員の人権分野担当者が以前、職業選択の自由が制限されることを危惧し、資格管理の厳格化に反対していたことを思い出した。	今後の施策の参考とする	・こども性暴力防止法(日本版DBS法)と憲法の職業選択の自由との関係については、制度を所管する国において整理されるべきものと考えています。	基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(21) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組 施策③ 性犯罪・性暴力対策	101

○施策④ 非行防止や非行・犯罪に及んだ子ども・若者等への相談支援、自立支援拠域づくり

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
93	高橋委員 (健全育成部会)		〔県によるSNS相談と支援機関へのつながりについて〕 ・施策の方向性において、「県が主導でSNS相談を進め、そこから各地域の相談窓口や支援団体へ繋げていく、その方向性を探る」のような取り組みがあると支援につながるこども・若者が増えると思う。	今後の施策の参考とする	・県では、日頃から、SNS相談に限らず、学校における相談や、こども・家庭からの様々な相談に対応する電話相談等から、悩みや困難の緊急度や必要に応じて、市町村の福祉部門等と情報を共有し、連携して支援にあたっています。 いただいたご意見は今後の施策の取組の参考とさせていただきます。 ・警察では、県等が行うSNS相談事業等において緊急対応が必要な際の現場対応と、その後の関係機関へのつながりを行っています。いただいたご意見を受け、必要な支援機関へのつながりを充実させるなど、今後の警察活動の参考とさせていただきます。	基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(21) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組 施策④ 非行防止や非行・犯罪に及んだ子ども・若者等への相談支援、自立支援	102

○施策⑤ こども・若者を犯罪被害等から守り育てる安全・安心なまちづくり拠域づくり

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
94	高橋委員 (健全育成部会)		〔防犯灯の整備についてのこどもの意見聴取について〕 ・施策の方向性において、「防犯灯の整備について、通学の当事者であるこどもたちの意見を聞き、自治会と連携して整備を進める」という取り組みがあっても良いかと思う。 大田高校の地域探求学習で今年度防犯灯の整備をテーマにしている班があり、その班の生徒が暗くて怖いと挙げていた場所の近所であったが、以前提案した時には他の大人は車で通るだけなので気付かなかった、必要を感じなかったという反応であった。 高校生が小中学生と一緒に考えて、実際に実現するとそこから良いサイクルが一つ生まれるかもしれない。	今後の施策の参考とする	・地域の危険個所の把握については、これまでも県内の一部地域において、児童・生徒・地域ボランティア・学校等と協働で、安全点検を行い、それをもとにした安全マップの作成を行い、通学路等の防犯環境の整備や意識高揚につなげております。 ご提案いただいたご意見も、今後の安全マップ作成の参考とさせていただきます。	基本理念Ⅲ ◆重点8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援 基本(21) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組 施策④ 非行防止や非行・犯罪に及んだ子ども・若者等への相談支援、自立支援 施策⑤ こども・若者を犯罪被害等から守り育てる安全・安心なまちづくり	102 103

第6章 計画の推進体制について

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
95	高橋委員 (健全育成部会)		〔庁内への「こども基本法」等の理解促進について〕 ・2の全庁的な推進において、庁内研修・県職員研修に「こども基本法」「子どもの権利条約」「こどもの権利とスポーツの原則」の内容を追加すると素晴らしいと思う。 県民に普及啓発していく、理解を深めていくのにスタートは足下からというのがどうか。	今後の施策の参考とする	・こども施策の推進にあたっては、こどもの権利などのこども基本法の基本理念にのっとり実施していく必要があります。全庁的にこども施策を推進するに当たっては、まずは施策の共有や施策の評価などを通じ、こども基本法の理念にのっとりた施策となるよう努めるとともに、ご提案いただいた研修などその他の手法についても検討してまいります。	第6章 計画の推進	

計画の概要版(こども向け)について

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
96	福村委員 (推進会議)		〔めざす社会のために島根県が取り組む8つのことの「⑦子育てをしている人たちを支えるための取り組み」⑦「保護者が協力して、仕事と子育てができるよう」について〕 ・子育て重視で、「子育てや仕事」とした方がしっくりする気がする。 (仕事はもちろん大切なのですが、家庭(保護者)が子育ての重要性を意識するように促すことは、とても大切だと思う。)	修正する		こども向け概要版	3
97	福村委員 (推進会議)		〔⑧困りごとを抱えたこどもと家庭を支えるための取り組み〕の1つ目の○「お金がなくて困っていることが原因で」という表現について〕 ・⑥でいうところの「経済的な理由で」に揃えても良いかと思う。 困っていることが原因で、…大きな悩みを抱えるというつながりが気になった。	今後の施策の参考とする	・こどもに「どんなこどもや若者、家庭の方々を支援していくか」を具体的にイメージしやすいようにと作成しています。 ・そういった意味で、⑥の若者の大学等への進学が困難になる経済的な理由とは異なり、基本理念Ⅲ(スライドの説明は⑧)では、特に支援が必要なこどもや家庭として、貧困をわかりやすく伝えるため「お金がないことなどが理由で苦しい状況にあるこどもや家庭」を想定しています。 ・委員ご意見は、今後、このプラン(計画)について県民の皆様様に理解を深めていただくための参考とさせていただきます。	こども向け概要版	3
98	福村委員 (推進会議)		〔「島根県のこども・若者のみなさんへ」のページについて〕 ・2つめのクローバー(社会参画)(意見表明)(意見反映)は分かるのですが、主語は誰なの?と思った。 ・(社会参画)は、みなさんに言っていること。 ・(意見表明)は、発言できるように環境を整えるのは、大人側(行政を含む)だと思う。 ・(意見反映)は、まさに、大人側(行政を含む)が努力すべきことだと思う。 誰に、伝えたいのか、少し違和感を覚えた。	今後の施策の参考とする	・ご意見ありがとうございます。 ・こども向け概要版は、パブリックコメントで「こども施策」にこども・若者の意見を取り入れるために作成しているため、資料では「大切なので、ご意見をお聞かせください」という呼びかけとしています。 ・今後、プラン(計画)の概要版を作成する際の参考とさせていただきます。	こども向け概要版	4
99	峯谷委員 (推進会議)		〔「県が取り組む8つのこと」の順番について〕 ・順番は関係ないのかもしれないが、当事者目線的に思えば、今ついている番号で行くと1, 4, 6, 2, 3, 5, 7, 8 はどうだろうか。	今後の施策の参考とする	・こども向けに分かりやすく作成するものではありませんが、計画本編と合わせて作成しているため、順番を入れ替えるのは難しいと考えています。 今後、計画についての理解を深めていただく様々な広報、情報発信の際の参考とさせていただきます。	こども向け概要版	2 3

計画の推進と広報・啓発について

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
100	古川委員 (推進会議)		〔しまねっ子すくすくプランの広報・啓発について〕 ・しまねっ子すくすくプラン}についてもう少し広報したほうがよいのではないか。 (理由)身近にいるこども・若者30数名に尋ねてみたが、すくすくプランそのものを知らない、読んだ事がないと言っている。彼らの不勉強かもしれませんが、これではパブコメの意見どころではない。大慌てで要約版をわたしたが、形だけのパブコメになりはしないかと心配である。	今後の施策の参考とする	・今回のパブリックコメントでは、こども・若者の皆さんに関心をもってもらえるよう、こども向けの概要版を作成し、また、地域福祉課が運営する公式LINE「しまねこども生活サポート」でも概要版にリンクを貼って多くの方へのご意見募集を呼びかけました。 ・ご意見のなかには、県内の居場所の支援者の方が居場所に来ているこどもや若者に「概要版」と「こども計画」を実際に読んでもらって、質問形式でこども・若者の捉え方や日ごろの率直な思いを届けていただいた内容もありました。 ・まだまだこども・若者・子育て当事者の方のご意見を聴くには時間的にも仕掛け作りにも足りないところがあったと思いますが、今後も、こども・若者の皆さんに県のこども施策について、関心を持ってもらえるよう、様々な機会を通じた広報に取り組んでいきます。	全体(広報・啓発)	
101	峯谷委員 (推進会議)		〔こども施策の当事者であるこどもたちがしっかり理解できるような機会・体制づくり〕 ・基本理念の位置が変わり、よかったと思う。 この内容を基本として、全体、構想の流れをわかりやすく受け止めることができた。 わかりやすいこども版も提示してもらっているが、それに伴って計画の対象者がこの内容についてしっかり知ることができる機会、体制作りが必要であると思う。	今後の施策の参考とする		全体(広報・啓発)	
102	こども・若者 ○メール (居場所)	○	〔しまねっ子すくすくプランについて〕 ・マニュアル通りの言葉しかない。 ・冊子の作り方からして思いやりがない。 ・青年世代のことを考えていると思えない。	今後の施策の参考とする		全体(広報・啓発)	

字句修正等

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
103	永沢委員 (セーフティ推進委員会)		《字句修正》 (原案)ハローワークなどの就労支援機関 (修正案)ハローワークなどの就職支援機関 (理由)「就職支援機関」の方が適切なため	修正する		基本理念Ⅱ ◆重点6 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり(青年期) 基本(11) 悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実 施策② 若年無業者の職業的自立に向けた相談・就労体験支援	68
104	永沢委員 (セーフティ推進委員会)		《字句修正》 (原案)ハローワークが行う各種職業訓練及び教育 訓練給付 (修正案)ハローワークで取り扱う各種職業訓練及び教育訓練給付 (理由)ハローワークが行なっているのは訓練の受講あっせんですが、原案ではハローワークが訓練の実施機関であるかのように読めてしまうため	修正する		基本理念Ⅱ ◆重点7 子育て当事者への支援 基本(15) ひとり親家庭への自立支援施策② ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援	86
105	福村委員 (推進会議)		〔スライド4:「しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)策定にあたってのポイント」のページについて〕 ・第2章一つ目の○の下「・出生数(R5) ♯は、次の「未婚化・晩婚化の進行」と揃えて、「・(R5)出生数」でもよいのではないか。	修正する		一般向け概要版	4
106	福村委員 (推進会議)		〔スライド7:「施策の展開(第4章)～基本理念と推進する施策～」のページについて〕 ・基本理念Ⅱ「全」こどもを…… (全の消し忘れ。)	修正する		一般向け概要版	7

3. その他

No.	意見区分 (敬省略)	こども・若者の意見	意見内容	意見への対応・県の考え方		関連する計画の施策等	頁
				意見への対応	県の考え方		
46	○電子 (こども向け)		《県や市町村の土日の開庁について》 ・県や市の窓口を夜や土日もし開けていただけると嬉しいです。ご検討よろしくをお願いします。	その他		その他	－
47	○電子 (こども向け)		《県や市町村の土日の開庁について》 ・土日休みの人、平日休みの人、色々勤務があるが、市役所、公共の場を毎日開放して頂けると助かる。公務員もシフト希望の方もいるのではないかな？ 窓口が毎日開いてる事を願う。	その他		その他	－
48	○電子 (こども向け)	○	《戦争や犯罪のない平和な世界》 ・戦争や犯罪がなく、平和な世界になってほしいです	その他		その他	－